

西欧を中心とした国際関係論序説

—1960年代の回顧—

島野卓爾

はじめに

1960年代はまもなく終ろうとしている。この10年間の回顧することは、来るべき70年代への展望につながるのであるが、実際60年代は多くの期待がかけられていた割合には成果が乏しかったように思える。しかしそのなかには、確実に70年代における問題点として浮かび上がってきた問題もある。戦後の世界経済発展過程からみれば、過渡期としての10年間として捉えられるような大きな変化があったのである。

「世界経済は明るい好景期待の1960年代を迎えた。とくに米国ではこの60年代は繁栄の黄金時代として早くから大きな希望が寄せられてきたが、はたして期待通りにこれが実現するだろうか。それは世界経済の底流が発展と拡大につながるかどうかにかかっていることはもちろんだが、しかもこの底流はいま戦後最大の曲がりかどを曲がりつつあるようだ。自由化とブロック化、米国経済の優位性低下、米ソ経済競争と後進国をめぐる新しい動き、相次ぐ技術革新など、新しく大きい変化がもたらされようとしている。」これは1960年1月1日に掲載された新聞記事の一部である。いまこれを改めて読み返してみると、繁栄の黄金時代はごく一部にしか見られず、世界経済に関するこの期待は裏切られたと見てよいであろう。「黄金」とまでゆかない

でも、先進工業国、就中わが国と西ドイツの擡頭が目立つ程度であり、むしろ世界経済は「もの」と「かね」の双方にわたって激動を体験した10年間であった。その間アメリカの経済的優位性の低下がますます顕著になり、西欧諸国やわが国の発展が目立った。この研究が西欧を中心にした国際関係を検討するのも、こうした世界経済の基本的変化を認識しているからである。つまり、アメリカ経済の相対的低下は国際関係における変化とどう関連しているかを検討しようとするのがこの研究の目的である。

そのためには、60年代末期になって俄に激しくなった国際通貨体制の改革問題や、1964、68年に開催された国連貿易開発会議を中心とする南北問題にまで検討範囲を拡大すべきであろう。しかし時間の都合で今回は割愛し、別の機会に改めてこれを問うことにし、この研究では

I 西欧とアメリカの国際関係

II 西欧と東西関係

III 西欧内の国際関係

だけに限定されている。しかもこのように限定したとしても、それぞれが60年代の国際関係の重要な変化のすべてを十分に検討しているとは思われない。その充実は今後の研究に残されている。

I 西欧とアメリカの国際関係

1 ケネディ・ラウンドとグローバリズムの後退

1963年くらい足かけ5年にわたって続けられたガットの関税一括引き下げ交渉は、1967年5月15日主要閣僚会議で主要問題に関する合意が成立し実質的な妥結をみた。周知のごとく、ケネディ・ラウンドともよばれるこの関税交渉は、その規模において「史上最大の多角的貿易交渉」であり、ガットの歴史にとってもっとも華々しい成果であった。いうまでもなくこれは世界大での多角的交渉であって、西欧とアメリカに限定して解釈されるべきものではない。しかし交渉の主要なパートナーはEECなど西欧諸国とアメリカであったから、西欧の対米関係を考察するにあたって、まず最初に取り上げられるべき内容もっている。とくにその成果が今後の世界貿易の拡大を期待させる反面、ガットの活動の後退への「花道」がささやかれ、グローバリズムとリージョナリズムの交代劇の序章がはじまる可能性が大きくなってきたと考えられるだけになおさらのことである。

そのためにまずケネディ・ラウンドの過程でどのような基本的変化があったかを検討することにしよう¹⁾。たしかにケネディ・ラウンドは、関税交渉が従来の二国間品目別交渉方式から一括交渉方式へ転換したという意味で画期的なものであった。前者は二国間交渉の成果を全加盟国に無差別に適用する積み上げ方式であり、各国は自国の不利化を避けるために成果が縮小均衡化する憾みがあるのに対し、後者は全加盟国が関税譲許表をつき合わせていっせいに関税率を引き下げる方式であるため、後者による引き下げ幅はずっと大きくなるのである²⁾。また引き下げ幅だけでなく、二国間交渉の拡大方式は、それぞれが他国との競争に曝されてもそれほど影響を受けない商品を提出する傾向があり、結局双方にとってそれほど利害と関心のないものとなってしまう危険がある。そもそもアメリカが

ガットの中で一括交渉方式を強力に推進したのは、通商拡大法の成立とEECの発足に刺激されたためである。それがいわゆるケネディの「大構想」を生み、アメリカは大西洋共同体機構によるEECへの接近と包摂を意図したのである。

接近の内容は、通商拡大法が大統領に対し関税引き下げに関する一般権限（1962年7月現在の関税率を50%下げうる権限）と特別権限（アメリカとEECとの輸出額が世界輸出額の80%以上を占める品目について関税率をゼロまで引き下げうる権限）を与え、これによりEECとの貿易を拡大しようとしたことである。

他方、包摂の内容は、NATOの機能を拡大強化することによって、自由諸国の結束を充実しようとしたことである。しかし接近に関しては、1963年1月ド・ゴールがイギリスのEEC加盟を拒否したことによって、前述した特別権限の有効性は実質的に消滅してしまった³⁾。それどころか、イギリスのEEC加盟失敗は、EFTA諸国にとっても大きな影響を及ぼしたのである。何故ならば、ガットの関税交渉がEEC市場拡大への唯一の足がかりとなったからである。まことに「ケネディ・ラウンド」は、アメリカ、イギリスなどEEC以外の諸国の対EEC貿易交渉といった感じすら与えるものであった。そこでガット閣僚会議で確認された新しい関税引き下げ方式によって、残る一般権限を最大限度に活用する他に道はなくなったのである。しかし、ここへ至る道も容易であったわけではない。アメリカの主張する一律50%引き下げを原則とするという提案に対し、EEC側は関税の引き下げ幅の決まらないうちに例外品目の範囲を討議することの無意味さを主張した。とくにEEC側は高関税国と低関税国とに拘りなく一律的に引き下げるのではなく、まず関税率格差の是正を図るべきことを強調した。これが *écêtement* (*depeaking*)、つまり平準化の方式である。両者の主張が基本的に異

なっていることは全く明らかである。すなわち、アメリカは関税一括引き下げ交渉の目的が貿易拡大にあると考えるのに対し、EEC側は、税率分布が比較的低いところに集中しているEECと高率品目を含むアメリカとの同率引き下げは関税交渉の「あるべき姿」ではないと主張したからである⁴⁾。また包摂に関しては、同じくフランスのNATO非協力からアメリカの当初の意図は大きく崩れることになった⁵⁾。

以上の推移から世界経済に二つの基本的な流れがあることがわかる。第一は貿易自由化を推進するガット体制の強化にみられるグローバリズムと、第二はEEC、EFTA、LAFFTAなど関税同盟や自由貿易地域を中心とするリージョナリズムである。ケネディ・ラウンドは、相容れることの難しいこれら二つの世界経済の志向のなかでようやく妥結したのであり、ケネディ・ラウンドの成果が当初の目標に達しなかったことは、とりも直さずリージョナリズムの擡頭がガットを通ずる関税交渉に限界を与えたことを示しているといわなければならない。

ガットは自由、多角、無差別を原則とし、(a)関税の多角的相互引き下げと多角的最恵国待遇と、(b)数量制限の廃止とその無差別適用の実現を骨子として活動してきた。そのうち(b)については、1960年初頭、先進工業国のほとんどがいわゆるガット11条国に移行し、貿易自由化率を大体100%近くにまで拡大している。その意味でガットの初期の目標の一つは十分達成されたといってよい。したがってこれまで以上の貿易拡大に残された方途は(a)である。しかし、世界経済にみられる二つの志向は、ケネディ・ラウンドに4年数ヶ月の歳月を要せしめただけでなく、内容的に見てもリージョナリズムが作用して二国間品目別交渉方式に内在する欠点と類似の困難を最後まで払拭しきれなかったのである。ケネディ・ラウンド自体がガットの行き詰まりを打開す

るための交渉であったが、その過程では多くの妥協を必要とし、まさにガットの限界が示されたのである。ケネディ・ラウンドを通じてグローバリズムはリージョナリズムを克服できなかったところか、たえずリージョナリズムを考慮しながら交渉を前進させる以外に方法がなかったといわねばならない。たとえば、交渉の過程で「一括、均等、一律に関税を引き下げるが、各国関税に大幅な格差があるときは特別に考慮する」ことが認められた⁶⁾。これは当初のアメリカが工業品、農産物を含めて全商品の関税を一律に5年間で50%引き下げを意図したのに対し、EECが域内各国の間税率格差を重視し、域内関税水準の調整を優先したために生じた妥協なのである⁷⁾。

- 1) ケネディ・ラウンドについては内外各方面からの多数の文献がでているが、ここでは次の二つをあげることにとどめたい。R. E. Baldwin, *Tariff-cutting Techniques in the Kennedy Round*, in: *Trade, Growth and the Balance of Payments, Essays in Honor of G. Haberler*, 1965, pp. 68-81, および日本関税協会編『ケネディ・ラウンド』1967年7月。
- 2) R. E. Baldwin, *Tariff-Cutting Techniques in the Kennedy Round*, in: Baldwin et al., *Trade, Growth, and the Balance of Payments*, North-Holland, 1965, p. 68. は次のようにいう。“Under an across-the-board technique, there is a presumption that the duty on every item is to be reduced. Opponents to a cut on a particular item must show why a cut should not be made. With the item-by-item technique, on the other hand, the burden tends to be on the proponents of a duty reduction for a particular item to show why any reduction at all should be made.”
- 3) このEEC特別権限は航空機、マーガリン、ショートニングだけが該当品目となり、実質的意味を失ったのである。

- 4) こうしたE E C側の主張の背景には次のような理論的背景がある。
- (a)高関税率のアメリカと中関税率のE E Cとが一律に関税を引き下げれば、アメリカのE E C向け輸出はE E Cのアメリカ向け輸出以上に増大する。アメリカの低関税率商品はすでにそれほど貿易障害となっていないから、かりにアメリカの低関税率商品の品目が多くても、E E C向け輸出増加の大きな要因とはならない。
- (b)関税の一律引き下げは、第三国からE E Cへの輸出をアメリカへの輸出より増大させる結果をもたらす。換言すれば、一律引き下げは第三国からの輸出に対しアメリカからE E Cへの転換効果をもつ。
- (c)現在の関税率構造のもとでの一律引き下げは、E E Cよりもアメリカに高関税率商品を残すことになり、今後の関税交渉にとってアメリカに有利な交渉力を与えるものとなる。こうしたE E C側の主張に対する反論としては、R. N. Cooper, *Tariff Dispersion and Trade Negotiations*, *Journal of Political Economy*, Dec. 1964, pp. 593-603を参照。
- 5) E E Cの危機といわれる事態を検討すれば直ちに判るように、E E Cを政治的統合体としたりE E Cに政治的に接近するといった試みは、必ずフランスの反撃に遭遇してきた。1954年の欧州防衛共同体の創設が結果的に流産したのも、ド・ゴールとハルシュタイン(E E C委員長)との対立もE E Cの政治統合をめぐって生じたものである。アメリカのN A T Oによる強力な圧力も、フランスおよびその他のE E C諸国にはE E Cの体質を変化させることはできなかったのである。そしてこの傾向は今後ますます強まるであろう。
- 6) ガット閣僚会議に関する資料によると以下のような一節がある。“The tariff negotiations……shall be based upon a plan of substantial linear tariff reductions with a bare minimum of exceptions which shall be subject to confrontation and justification. The linear reductions shall be equal. In those cases where there are

significant disparities in tariff levels, the tariff reductions will be based upon special rules of general and automatic application.” 明らかにアメリカの主張が一方で通されているとはいえ、他方でE E Cの主張してやまない関税率格差の是正が配慮されており、実際の適用の難しさが明瞭である。この点については閣僚会議議長がこの曖昧なステートメントに対し、文中にある“significant”の意味が“meaningful in trade terms”であり、“special rule”の目的が“to reduce such disparities”であることをつけ加えたといわれる。Baldwin, *ibid.* p. 70参照。

2 グローバリズムの意味——西欧に対するアメリカの国際主義と孤立主義——

2-1 アメリカの国際主義と孤立主義

前節ではガットの場合にみられる経済的なグローバリズムとその変遷を考察した。そこでつぎに国際関係にみられるグローバリズムの意味をたずねることにしよう。ここでの問題意識はつぎのようなものである。E E C諸国が戦後の復興から発展の過程でグローバリズムよりもリージョナリズムを優先させたのは、そのほうが加盟各国のナショナル・インタレストにとって有利と考えたからである。世界大での国際機構であるG A T TやI M Fはグローバリズムの産物であるが、それはまたきわめてアメリカにとって好都合な体制でもあった。つまりグローバリズムといい、相互無差別主義による国際的平等化が図られるといっても、そこでは強大な経済力を誇る国のナショナル・インタレストが最もうまく実現できるような仕組でもあった。そこで西欧、就中E E C加盟諸国はアメリカやソ連と比較して経済力が相対的に弱体であることに気づけば気づくほど、ナショナル・インタレストを防衛するためにこれにグループとして反撲することになる¹⁾。もちろんその場合、グループの構成各国がグループ内でナショナル・

インタレストを止揚してしまうのではない。むしろ強国のナショナル・インタレストと対抗することによる、共通の利益のための協力がグループ内でのナショナル・インタレストを対外的に緩和させるのである。その限りでは各国のナショナル・インタレストの追求と両立しうるところか、グローバリズムの無差別主義を放棄することになる。したがってE E Cといった経済統合がもたらすより大きな、共通のナショナル・インタレストこそリージョナリズムを生みだした基本的前提である。リージョナリズムはその意味でグローバリズムへ至る道程上にあるのではなく、むしろ対立する概念となる²⁾。そこで以上の考察をアメリカにあてはめると、アメリカのグローバリズムが他国と衝突するとき、アメリカはそのナショナル・インタレストをどのようにしてグローバリズムのなかに生かそうとするのか。アメリカの国際主義と孤立主義はナショナル・インタレストのどのような発現形態なのかといったことが問題とならねばならない。

アメリカでは、ワシントン大統領の告別演説(1796年)以来、孤立主義の伝統がある反面、世界政治・経済の重大な転機にさしかかるとき、国際主義が擡頭するように思われる。

ここでアメリカの政治史または経済外交史から、孤立主義と国際主義の変遷を辿る余裕はない。しかし「アメリカが外国の移民からなる連邦国家であるという事実そのものによって、だれがいったい真のアメリカ人であるかが、たえず問題とならざるをえない。そのため、ときとして、それがわがナショナリズムをいっそう悪化させる傾きがある。アメリカ国民は、新興国家としてヨーロッパから訣別した独立当初から、すぐカッと自国のカラに閉じこもる性急な防衛癖と、自国こそ全世界の導きの星だという誇り高い希望との間を、しばしば揺れ動いてきた」というリースマンの言葉³⁾がここで想起される必要がある。とくにアメリカ人の抱く理想主義と

強大なアメリカの将来性についての自信は、まず西ヨーロッパとの対比によって育まれてきたところが大きいからである。そして西欧とアメリカとの国際関係で、孤立主義と国際主義の問題を無視しえないのも、元来この二つの主張が西欧に関係しての概念であったからである。二つの主張が表現上きわめて対立した概念を予想させるほどには、両者が截然と区別され難いのは、両者がいずれも西欧を意識しているためである。実のところ西欧のいかなる局面を意識するかによって、孤立主義と国際主義の区別はそれほど明確ではない。両者はむしろ現実政治の論争上の用語であり、用いるひとの強調点で意味するところにもかなり幅があるといつてよいほどである。

本節の課題は、そうしたある意味では曖昧な概念を少しでも整理し、国際主義と孤立主義がグローバリズムとどう関係づけられるかを明確にすることである。

孤立主義はその言葉通り他からの孤立、さらにいえば他国に対する干渉の否定を意味しない。リップマンの言葉を借りれば、「アメリカの孤立主義は決して中立主義でも平和主義でもない。その気分からいっても、孤立主義は慎重でも引込み思案でもない」⁴⁾のである。孤立主義は言葉の印象とは逆に、西欧諸国の干渉を拒否し、アメリカが西欧に発展し働きかけることを含意している。孤立主義は消極的な非干渉主義ではなく、積極的な発展政策を含んでいる。

たとえば、第2次大戦後アメリカはヨーロッパ再建のため経済的、政治的、軍事的に多大の援助をしてきた。1950年代の後半から60年代にかけて顕著になった西ヨーロッパ諸国におけるナショナリズム(それが一国であれ、リージョナリズムの形態をとる場合であれ)の擡頭を、アメリカ人の一部がヨーロッパの背節と受けとれば、一種の孤立主義に力を貸す要因となりかねない。しかし多くのアメリカ人は、ヨーロッパにおけるこうした傾向が自然

の趨勢であり、アメリカの利益を損うものではないと考えている。それはアメリカが現在担っている広範な国際的責任からみれば充分容認できるものであって、アメリカにとって重大なのはこの国際的責任を放棄したあとの大きな危険なのである。

第2次大戦後、アメリカは1930年代や40年代におけるのと同様の孤立主義を主張できる立場にない。むしろ第2次大戦を境に孤立主義と訣別したとすらいいようであろう。しかし同時に注意すべきは、アメリカはこれまで純粋な意味での孤立主義をとったことは一度もなかったといいようである。政治外交思想としての孤立主義は、西欧諸国と政治的同盟を締結しないが貿易や海外投資の関係は積極的にこれを認めていた。政治同盟を作らない対象は西欧諸国のみで他地域には及ぼされないという伝統をもっていた。

したがって再びリースマンの言葉を引用することによって、孤立主義に内在する積極性の一つの源泉を知ることができるであろう。すなわち「アメリカ人であるとは、パイオニア——開拓者と生産者——たることだと思っている人びとには、新しいフロンティアの欠如は、しだいに国家が軟弱に流れていくのではないかという恐怖（内部で感じられ、外部から補強された恐怖）を創りだしていることである。……恐怖がつづく限り日ごとに増大する巨大な危険を認めることが、これらの人びとには弱気のように感じられるのである。……それは毅然として自然に立ち向かう英雄的姿勢（posture）からの後退の第一歩にほかならないと思われるのだ。」

このリースマンの言葉は「アメリカの危機」と題して彼がアメリカ人の思考様式と政治行動を深層分析した論文から引用したものである。リースマンはここに典型的に示されたアメリカ人の行動様式を批判しているのであるが、これが一般的であるとすれば、国際政治・経済の分野、ことに対象が西欧との関

連で捉えられる問題であるとき、孤立主義と国際主義とがそれほどの差異をもたらさないのは蓋し当然のことであろう。

ヨーロッパを先祖にもつアメリカは、一応地理的には大西洋をへだてて切断されているが、アメリカの栄光と発展を、そしてさらにいえばアメリカ的な体制を西ヨーロッパにも拡大することを善とする考え方をもっている。それは1823年の周知のモンロー主義にも見られる考え方なのである。アメリカの文明的成功は、アメリカの優位とアメリカの体制の利点を強く意識している。すでに記したように、アメリカの孤立主義は西欧諸国との政治同盟の扉を閉ざし、東や南北へは開かれていた。これは当初アメリカの世界政治外交における安全を意味していたのであり、アメリカが思うままに对外政策を推進できる自由と利益を保証していたのである。こうした意識が孤立主義のなかに単独での政策推進という積極性をもり込み、その結果、時と場合に応じて干渉主義となりうるのである。

国際主義も最初ヨーロッパとの関連から生まれたものである。その基盤には西欧文化との連帯意識があり、西欧政治外交の動態的变化をより強く意識する。たとえば西欧に強大国が出現しヨーロッパにおける勢力均衡が崩れれば、アメリカはそれをアメリカにとっての脅威と感ずる。イギリスの伝統的外交政策であった勢力均衡は、アメリカにとっても望ましいと考えられていたのである。第1次、第2次大戦に対するアメリカの参戦は、イギリスと歩調を合わせた西欧の権力政治に対する関与である。

この場合でも、参戦がアメリカの行動の自由を妨げるという理由で多くの反対があったことに注意する必要がある。つまりヨーロッパにおける巨大な帝国主義誕生の危険は打倒されるべきであるが、国際主義は参戦による戦争の仕方をめぐって孤立主義と対立することになったのである。参戦後のアメリカが国

をあげて戦争に参加したことはもちろんであるが、行動の自由をまもるといふ孤立主義の伝統はまだまだ強かった。その一例が大戦終了後の国際連盟加入の可否をめぐる論争である。

しかしアメリカの経済、軍事、政治力が世界で断然他を引き離すに及んで——そのことはアメリカの貿易、海外投資が全世界に及んだことを意味する——、孤立主義の伝統は実質的に変化しはじめた。いな実態からいえば、孤立主義ははじめから国際的地位の向上を志向していたのであり、政治的孤立主義と経済的拡大とのパラドックスは、必ずしもパラドックスではないと考えるのが至当であろう。そして第2次大戦前夜となると政治面では、孤立主義者も国際主義者も、一方でアメリカが当時国となることを極力回避し、他方では世界政治・経済の平和と安定をめぐる政治・軍事面で活発な対応策をうちだすことで一致したのである。また第2次大戦後の「冷たい戦争」におけるアメリカのヨーロッパ防衛に対する熱意もまた西欧との共同歩調にたった同一の考え方なのである。それは孤立主義が終り、集団安全保障を経由した国際主義のはじまりを告げている。

「NATOに関心を集中することは、国内的孤立主義の復帰（もっとも、ヨーロッパでの戦争をいやがると同じぐらい、太平洋やラテン・アメリカへの共産主義者の侵略に反対しているから、現実には殆どありえないが）をさまたげる保証にもなっている。そしてまた、それは、大西洋連合の理想をめぐるて建てられた国際主義の初期形態としても役立つことはたしかである。しかしアメリカの法廷弁論風の空気では、せっかくのこの理想も、共産主義者の軍事的政治的膨張主義の危険を説く不断の議論を通してゆがめられてしまう⁵⁾。」

- 1) この点についてはIIの2で立ち入った検討を加える。
- 2) リージョナリズムが本来そうした地域的限

定性をもつことは明らかであるが、反面、経済原則が貫徹される範囲を拡大すると（たとえば自由化）、それは窮極的には地域の拡大を意味する。したがってある程度の差別性を内包しながら、グローバリズムへ接近することになろう。しかし差別性を失ってはリージョナリズムは消滅するからリージョナリズムがグローバリズムへ至る発展段階のものと考えることには無理がある。

- 3) D. Riesman, *Abundance for What?* 1964, 永井陽之助訳『政治について』p. 4.
- 4) W. Lippmann, *Isolation and Alliances: An American Speaks to the British*, 1952, p. 160.
- 5) リースマン「封じ込め」と「イニシアティヴ」についての省察『政治について』みすず書房、47ページ。

2-2 国際関係におけるアメリカのグローバリズムの後退

前節ではアメリカの孤立主義と国際主義の対比とその歴史的変遷を検討した。そこで本節ではまずグローバリズムとの関係を明らかにし、その一例としてドイツ問題を考察することにしよう。

孤立主義はアメリカの政治思想として多様な変化を遂げており、すでにみたようにその概念はかなり曖昧である。いってみれば概念の一般的適用はかえってその時期における問題点を明確にしえない。当初孤立主義はアメリカの行動の自由を保証するために用いられてきた。その基本的考えは貫かれているとはいえ、問題に応じて伸縮自在に解釈できるものである。しかし注意すべきはそうした曖昧さのうちにアメリカの絶対的優位が前提とされていることである。この優位性はたんに西欧世界だけでなく全世界（グローバル）における絶対的優位である。第1次、第2次大戦を経てアメリカの孤立主義が全世界のどこにでも単独で介入しようという優位性を前提としていることを認識しない限り、経済的にはIMF体制、GATT機構を正確に理解しえな

い。また政治的にはNATO体制がそうであるし、具体的には朝鮮戦争がその一つの典型であり、ヴェトナム戦争にも同様の傾向を認めることができる。

他方国際主義は、国際協調と集団安全保障にみられるような共同行動を前提としている。そこでは前節で引用したリースマンの警告にもあったような「英雄的姿勢」を最優先するわけではない。むしろ過大な政治・外交・軍事上のコミットメントを行なわず、国際的に共同して目標を実現するという考え方である。その意味で孤立主義がもつグローバルな思想からの部分的後退といってよい。EECの出現がアメリカを孤立主義から国際主義に転換せしめた効果はきわめて大きいのである。この点は後節にゆずるとして、ここでは国際関係におけるグローバリズムの後退をドイツ問題でみることにしたい。

世界政治経済の変転が西ヨーロッパにもたらした一つの結果がナショナリズムの復活であることは、これまでよく知られている。ヨーロッパの東西を問わず、程度に差はあるにしても、各国はナショナル・ポリシーを遂行できる余地をできるだけ大きくするように努めてきた。その過程で西ドイツも自立的な外交政策を進める必要に迫られるに至ったのである。しかしこうした情勢のもとでも、世界政治の安定性は最も傷つきやすい点、つまりドイツ問題の現状維持によってのみ可能であると多くの国々が考えているところに、西ドイツ外交政策の悩みがある。

アメリカとソ連との緊張緩和の状態を維持するというアメリカの意図は、西ドイツに二つの全く異なった目標をもつことを強いる。その一つは、NATOの紐帯がゆるみはじめて以来、西ドイツは軍事的にも、政治的にも、経済的にも、これまで以上にヨーロッパにおけるアメリカの橋頭堡的役割を担うことになることである。もう一つは、アメリカとの結合関係を強めることは、何とかして中部ヨー

ロッパの現状維持を正常なものとしようとするアメリカの世界政策、つまり西ドイツに過度の自立的な外交政策をとらせることと両立しないことである。

前者にしたがえば、西ドイツは能動的なドイツ政策をとりうるし、これまで以上にナショナルな考え方を強くうちだすことができる。他方後者をとれば、能動的であるべきドイツ政策が考えられるが、近い将来東西両ドイツの統一という国民的目的の実現に努力することができない。西ドイツがいつまでこうした矛盾に耐えうるか疑問である。今年4月、西ドイツ国会でのドイツ問題に関する質疑は多岐にわたったが、以上述べてきた矛盾についての基本的な見解は見出されなかった。

ドイツ再統一に関して、これまで対立する二つの見解があった。その一つは、アメリカとソ連との政治的妥協を前提とするものであり、西ドイツはアメリカとの全面的協力を必要とするとの考え方である。もう一つは、東西緊張の緩和を前提とするものであり、西ドイツはソ連を含む東欧諸国からの信頼の回復を必要とするとの考え方である。前者は従来から西ドイツ政府がとってきた見解であるが、後者にたてば、アメリカとの協力関係を断ち、むしろフランスその他ヨーロッパ諸国に接近することになる。

しかしこのいずれの考え方に立つにせよ、西ドイツ国民の不安は結局現状維持に終るのではないかということである。西ドイツの外交政策がそうした行き詰まりを自ら打破することができるかどうかきわめて疑問である。その模索過程は国内的にはネオ・ナチスの擡頭を生みはじめ、対外的には圧倒的な経済力を誇示しながらも、否そうであればこそ政治的統一の困難が待ちうけているという跛行過程につながっているのである。

アメリカからみれば、これまでのド・ゴール政策は西欧世界の結束を弱め、同時に西ヨーロッパの政治共同体の実現をおくらせる政

策と考えられたことだろう。後に考察するように、フランスのNATO脱退はアメリカにとってその典型と考えられている。西ドイツがまずもってアメリカとの結合関係を強固なものとおかざるをえない理由がここにあった。しかし、長期的にみる限り、こうした動きはさらにナショナリズムを強めた政策を西ドイツにとらせるように追い込むのではないだろうか。なぜならば、長期的にみて、アメリカと西ドイツの意図が一致するのはかなり難しいことだからである。とくに両者の意見が分かれやすいと考えられるのは、安全保障政策をめぐる点である。国連にまだ正式加盟が許されていない西ドイツの安全保障は、いわばアメリカの軍事力によって保持されていると見てよい。換言すれば、アメリカ政府は政治的にみて西ドイツの安全保障に対して最終的な責任を負っているのである。これはアメリカの孤立主義が内包する積極性の発言形態である。しかしそれとてもアメリカの行動と決定の自由は何の制限もない限りにおいてであって、東西関係が悪化し米ソの基本的友好関係に変化が生ずれば、西ドイツに対してもかなりリスクの大きい共同防備を強いることになるかもしれない。

米・独の結合を平和を脅かすものとして、ソ連がしばしば警告を発しているのも、西ドイツ外交政策をめぐる矛盾を衝いているものに他ならない。西ドイツは外交政策上の重要問題を、自らの手段で直接影響を与えることが難しい。結局のところ、西ドイツ政府ができることといえば、いかにしてこれまで最適であったと考えられる影響をアメリカの政策に与えることができるか、そして少しずつでも西ドイツ外交政策の目標に向かわせることができるかを試みることである。昨年来、西ドイツが東欧諸国と外交的接近を試みたのもまたこうした試みの一つと考えられる。

戦後このかた、NATO、西欧経済統合、東西ドイツの統一は、西ドイツの政治姿勢お

よび外交政策にとって動かすことのできない与件であったと見てよい。これらの与件を承認する限り、西ドイツ固有の、ナショナル・ポリシーは不必要に思われたのである。しかし、すでに触れたように、東西両陣営の緊張緩和とブロックの紐帯がゆるみはじめるにつれて、以上述べたように西ドイツにとって新しい条件が生まれたように思われる。

しかしこの新しい条件は、外交政策面でこれまでと全く同様な依存性を維持したままで、西ドイツ固有の政策を推進することを困難にしたことに注意する必要がある。というのは、第一にアメリカの政策に従来どおり何の留保もなしに従うようなことは最早できなくなっている。アメリカの政策に従うことは、安全保障はじめ重要問題について、東欧諸国に対する以上にまずソ連に対して了解を求める必要が生まれてきたからである。つまり東西両陣営の緊張緩和は、アメリカの孤立主義が相対的に後退し、国際主義が前面へおしだされてくる機会となった。「力」の対決が去り平和的協調の気運が高まってきた。西ドイツ外交の自主性はこのようにして生まれ、「ドイツ問題」の困難は、アメリカの孤立主義と国際主義との交代劇のなかにもはぐくまれてきたのである。

国際関係の分野で、アメリカの孤立主義と国際主義との交代が最も顕著に示されたのは、1966年ブラッセルで開催されたNATOの再編成をめぐる会議であった。フランスのNATOからの脱退は、NATOを通ずるアメリカ勢力のヨーロッパ統合を拒絶し、対等の協力関係の成立を要求したものである。フランスのこうした強固な態度の背景には、冷戦が過去のものとなり東西緊張が緩和された現在、ソ連ははじめ東欧諸国との国際関係を改善すべきであること、またソ連による攻撃の防波堤としてのNATOよりも、むしろドイツの封じ込め乃至は現状維持に有効であること、さらにはヨーロッパにおける大戦争の危険が皆

無といえない限り、NATOの意義はあるがそれがアメリカの指導のもとに統轄されるべきではないこと、といった判断がある。つまりそれはフランス乃至ヨーロッパ側からみたアメリカの圧倒的優位に対する批判なのである。

前節で考察したようにアメリカの孤立主義と国際主義は、全世界（グローバル）におけるアメリカの優位を前提とする限り、両者にいわれるほどの大きな差を見出すことができない。孤立主義という表現が、たとえばベトナム戦争の泥沼化に伴うアメリカのベトナム政策・対アジア政策の困窮を批判する場合に用いられるように、その政策の非現実性を論難する場合に相手側から指摘されることが多いのである。それは polemical な場における識別に用いられる代名詞のようにすら思える。

しかし国際主義は、国際的協調と共同責任を高く評価し、過大な外交上の約束や責任から部分的に手を引くことを主張する。他方孤立主義が全世界におけるアメリカの役割を高く評価し、アメリカの優位の保持を意識している。こうした対比から、両者に行動様式の局面で差があることは事実である。1968年8月、ニクソンは大統領候補の指名大会で演説したが、そのなかに「私の主張は新孤立主義ではなくて、新国際主義である」という部分がある。さらに今年ニクソン大統領が訪欧し、主要国の首脳と会談したときの態度も、ヨーロッパ側の意見をきくという自己制約的な雰囲気をもっていったという。国際経済の分野でのグローバリズムの後退と同様、西欧とアメリカとの国際関係においても、アメリカはその優位性の限界を知り、大西洋をへだてたアメリカの孤立がアメリカの相対的地盤沈下につながるものと考えているように考えられる。

III 西欧と東西関係

1 東西の間の欧州

アメリカの東ブロック封じ込め政策は1947年3月のトルーマン・ドクトリンにはじまる¹⁾。同年6月、有名なケナン論文²⁾によって、封じ込め政策の理論的体系化ができた。ケナンの意図とは異なり³⁾ その後の発展は軍事重点主義となり、1953年1月のアイゼンハウアーの巻返し政策⁴⁾、54年1月の大量報復政策とつながるのである。この種の冷戦の論理は、アメリカにとって西欧防衛のための発展と建設の論理であったであろうが、これを西欧諸国が顔面通り受けとったかどうか疑問である。すでに注 1~4 で示しておいたように、トルーマン政府からアイゼンハウアー政府への変化は、たしかに民主党から共和党への政権交代であったが、ソヴィエト国民とソヴィエト政府との分別については共通した認識があった。しかしこうしたソヴィエト観は、ヨーロッパ諸国からすれば現実的根拠が薄弱であったのである。とくに米ソの対立を善と悪との闘争として定義したダレス的評価は、ヨーロッパ諸国にとってはかえって当惑と懐疑を抱かせるものであった。間接侵略論やドミノ理論が、1949年4月NATOの結成以来唱えられているが、後にみるド・ゴールの訪ソに代表されるように、西欧の東ブロックに対する考え方は、アメリカのそれとすべて同じではない。われわれはその一例をすでに「ドイツ再統一問題」に関して検討した。

東西それぞれの冷戦の論理を崩壊に導いた直接因は、米ソの核戦力の発展であろう。1957年10月、ソ連がスプートニクを打ちあげて以来、東西核兵器はその使用が人類（民族）の滅亡を意味するほど危険なものであることが判ってくるにつれて、力の結集それ自体が力そのものを相殺するようになってきた。たしかにそれは恐怖の均衡であるかもしれない。しかしそうした均衡は米ソ以外の国々に（全面的）軍縮の気運をもちあげただけでなく、米ソ間の平和に反発する動きをも生ぜしめた。

核停条約は前者、中国とフランスの核兵器保有は後者の動きである。それ以外にハンガリーの動乱をソヴィエトが武力で鎮圧した際アメリカが介入しなかった事実を忘れてはならない。これはアメリカの反ソ感情を強めたかもしれないが、ソヴィエトにとってはアメリカが東ヨーロッパにおけるソヴィエトの行動に対して直接挑戦しないことの証左として受けとられたのである。これが米ソの関係を改善する一つの機会を与えたのである。こうした機会は、1959年フルシチョフがアメリカを訪問したことによって本格的雪どけにまで発展したのであった。

冷戦の論理は、破壊力の極限状況に到達して逆に次第に無力化するに至ったが、同時に西欧の政治経済力が増強されいわゆる第三勢力として擡頭するに及んで、次第に崩壊するに至った。戦後の西欧における統合体形成の論理のなかに、西欧は東西の緊張激化が西欧を再び戦場におとし入れることを極度に心配する判断がある⁵⁾。と同時に、米ソ両勢力への分極化が両国間の妥協によって永続化し、西欧の将来を左右することを最も心配したのである。第三勢力としての西欧の機能は分極化を多極化し、冷戦の論理を崩壊させるのに役立った。

このことは、米ソ間の平和が、西欧でも完全な平和の保障とはならないことを示すものといってよい。ヨーロッパにおける二つの軍事同盟、NATOとワルシャワ機構は必ずしも平和共存の成立を可能とするものではない。たとえばアメリカはNATOの多角的核武装に西ドイツを参加させようとしたのに対し、ソ連は激しく論難しただけでなく、西ドイツの核武装は東欧側の核武装による対抗をほめかし、かえってエスカレートする気配をただよわせたのであった。これに対し、フランスは米ソの和解がヤルタ協定と同様、ヨーロッパの分裂を永久化する危険をつねに意識している。そのため、ドイツ問題に関する米ソ

交渉には極度の警戒を示し、かえって自らドイツ問題の解決役を引き受ける気構えを見せている。フランスによるNATOの核武装反対は、西ドイツの核武装による政治的軍事的地位の向上を嫌うだけでなく、アメリカによる西欧支配——つまりすでに考察したアメリカの孤立主義——に関連している。

以上のようにみえてくると、アメリカ、ソ連、フランス、西ドイツは、それぞれ自己のナショナル・インタレストを特定の理由づけで正当化しようとしていることが判る。西欧は経済的にみればアメリカと並ぶ巨大市場と競争力を誇っているが、軍事的、政治的には、東西の間に位置していまなお主導権を完全に握ることができないのである。

- 1) たとえばその一節に「世界史の現時点において、ほとんどすべての国は二つの生き方のうち一つをえらばねばならない。……一つの生き方は多数者の意志にもとづいて築かれるもので……第二の生き方は少数者の意志を無理矢理に多数者に押しつけることによってつくられる。……合衆国の政策は、武装した少数者あるいは外部の圧力によってくわだてられる征服に抵抗しつつある自由な諸国民を支持することである」という主張がある。これは世界を「二つの世界」に分解し、アメリカのとるべき立場を世界に明らかにしたものといてよい。
- 2) ケナン論文は、Foreign Affairs 1947年7月号に匿名で発表された「ソヴィエトの行動の淵源」を指す。ケナンのソヴィエト観については、G. F. Kenan, *Russia and the West*, Mentor Book, N. Y. 1960を参照。
- 3) ケナンはソヴィエト共産党の世界観を分析し、ソヴィエトの国際的地位を冷静に評価していた。すなわち彼の見解をまとめると次のようになる。ソヴィエト国民は外部世界に対して西欧諸国が判断しているよりもはるかに友好的であり、外部世界との接触を求めている。つまり平和を維持し、自国の経済発展が速やかに西欧段階に到達することを願っている。しかし共産党の見解には真実性に乏しく、

神経質とまで感ぜられる恐怖を外部に抱いている。これは伝統的なロシア流の不安感の所産であり、戦争はソヴィエト社会主義の進歩を遅らすと考えている。こうした不安感が実はロシアにおけるマルクス主義発生背景である。したがって、西欧世界の対ソヴィエト外交で重要なことは、西欧世界の真実をソヴィエトの指導者達に正しく伝えることである。

- 4) アイゼンハワー大統領のもとで國務長官であったダレスは、すでに1950年に「戦争か平和か」という著書のなかでソヴィエトをアメリカの敵と断じ、ソヴィエト国民とその指導者の性格を述べている。しかし注意すべきは、第一にソヴィエト国民と共産主義指導者とを明確に区別していること、第二にダレス外交はトルーマン外交を批判し、大量報復などの激しい表現を用いたために、いかにも冷戦の論理を強硬に主張したように考えられるが、実質的にはトルーマンの「封じ込め政策」を継承したものであった。ダレス外交がソヴィエトのイデオロギーを重視したことが、こうした一般的な印象を与えただけである。
- 5) この点については拙稿「自由化とブロック化」『ソフィア』、第9巻第1号を参照。なお同様の趣旨を述べたものとして並木信義『ヨーロッパ経済論』通商産業研空社、昭和43年を参照。

1-1 西ドイツとハルシュタイン・ドクトリン

西ドイツは一方で東西ドイツの統一という政治的悲願を抱きながら、他方で東欧諸国に対し積極的な接触をはじめている。アデナウアー時代のかたくなな東欧政策と異なり、いわゆる「大連立」内閣成立以来、ブランド外相の東欧政策はかなり弾力的である¹⁾。その基本的考え方は、東欧諸国は東ドイツを承認する以外の方法を選択できなかった以上、これらの国々に対していわゆるハルシュタイン・ドクトリンを適用することは不適當である、というところにある。つまり東欧政策を推進するときの障害となるハルシュタイン・ドクトリンを漸次なくすしにして行く方向にあ

るといってよい²⁾。

1967年1月、チェコスロヴァキアに対する使節団の派遣、ラール外務次官のハンガリー訪問、ルーマニア外相の訪独、そして国交回復の調印と矢つぎ早の東欧接近を試みたのは、その具体的証明である。西ドイツが東欧に接近するのは、一つは政治外交的理由であり、もう一つは経済的理由であろう。政治的理由については、すでにアメリカの国際主義と孤立主義を西欧との関連で論じたときに触れたところである。つまり、東西両陣営の緊張緩和とブロックの紐帯がゆるみはじめた結果、西ドイツにとってナショナルな外交政策をとる自由度が増えたということである。

西ドイツの外交政策がこれまで周囲の状況によって動揺し、不安定であったのは、実際には同時に二つを選択できない二つの問題に直面していたからである。その一つは何かまづい結果をもたらすことなしに西ドイツの立場を強化しなければならないという要請と、もう一つは西ドイツが国際的な諸条件を変化しえぬものとする限り、国際政治・外交上差別化に甘んじなければならない可能性とである。冷戦の論理が後退し、後述するようにフランスもまた独自に東ヨーロッパとの和解に積極的になると、西ドイツの差別されたままの孤立化が明瞭になった。東ドイツの孤立化を狙ったハルシュタイン・ドクトリンでさえ、逆の効果を東ヨーロッパ、アラブ諸国、アフリカで現わしはじめ、西ドイツが逆に孤立化する枷となったのである。西ドイツがハルシュタイン・ドクトリンをなくすしにしてゆく背景には、西ドイツにとっての悩みの解消もあったといわなければならない。

その意味で東欧諸国に対する働きかけは、自由度の増大に伴い、西ドイツが国際的な諸条件を変化させていこうとする一つの試みである。東欧諸国は西ドイツの呼びかけに直面し、1966年夏のワルシャワ条約機構会議での決議、「西ドイツが東ドイツを承認しない前

に、東欧諸国は西ドイツと国交を結ばない」という立場をとっている。しかしいずれにしてもルーマニアが国交回復を行なったことは、西ドイツが東欧外交に一つの入口を作ったことを意味する。ただ注意しなければならぬのは次の点である。もし西ドイツ政府が東西緊張緩和とヨーロッパの安全を意図するならば、関係を改善すべき相手国はルーマニアではなく、ソヴィエト、ポーランド、東ドイツであるはずである。西ドイツが東部国境問題に触れることを避け、ルーマニアと国交を回復しようとしたのは、後述するように経済的考慮が優先したためであろう。しかしそのため政治・外交的には東ヨーロッパへの接近が直接的には困難であることを示す結果になった。つまり経済力を背景に周辺諸国に影響を与え、東ヨーロッパ諸国の分裂、東ドイツの孤立化を狙うという西ドイツの間接方式は、結局は国境問題や統一問題を有利に展開しようとする意図を含んでおり、やはり冷戦の論理が消えないで残っているとわがざるをえない。もっともこうした西ドイツを含む西欧側の東欧外交がすべて成功しているわけではない。チェコスロバキアの西欧への接近は、周知のごとくソ連軍のチェコ侵入という悲劇を招いたのである。

西ドイツの東欧諸国への働きかけは、すでに触れたように資本協力および開発さらには貿易拡大を含む経済的動機を伴っている。これは東西貿易の拡大の見地からも望ましい経済環境をつくりだすものであろう。しかし、東ヨーロッパの指導者たちは、こうした過程を通じて、西ドイツが東ヨーロッパに一つの地位を築くようになることを懸念している。最初は経済面で、次いで政治面で、そして結果的にはそれぞれの国の国際環境に、何らかの変化をもたらすことになると考えているからである。しかもこの点こそ、東ヨーロッパの指導者たちが懸念していることなのである。第2次大戦における大きな犠牲と脅威をそう

簡単に忘れるものはいないであろう³⁾。東ヨーロッパ諸国に歓迎されながら、経済的政治的な不安がつきまとうのは何といても不幸なことである。キージンガー首相は、東ヨーロッパ政策として、政治・経済・文化各方面の改善をあげ、東ヨーロッパ諸国との国交回復を望むことを明らかにした。そしてヒットラーがチェコスロバキアからズデーテン地方を奪取したミュンヘン協定を無効であると述べた。しかし何といても西ドイツの東ヨーロッパ政策は、根本問題である東部国境問題と東ドイツ問題とに正面から取り組んだものではない。東西両陣営のどの国をとっても、ドイツが隣国を侵し世界平和の脅威とならないように保障することが、ヨーロッパの安全にとって第一条件であると考えている。そしてこれがいわゆる「ドイツ問題」の解決を基本的に困難にしている理由なのである。

- 1) この点は、1969年6月末の選挙の結果、社民党と自由党が連立内閣を組織することになったため、今後どのように発展するかが注目される。
- 2) もちろん西ドイツのこうした東ヨーロッパ諸国への接近が、東ドイツの孤立化を促進する効果をもっていることを否定できない。ポーランドや東ドイツが、西ドイツの経済外交の進展を「和解と親善」とは受けとらず、むしろ西ドイツのナショナリズムの復活と酷評しているのはその一つの証左であろう。
- 3) 第1次大戦後、経済的に完全に疲弊したドイツは、経済を立ち直らせる過程で政治的強大化を図った。第2次大戦後西ドイツは経済的には完全に立ち直ったが国際政治的には全く弱体である。東ヨーロッパ諸国が西ドイツの東欧接近を経済から政治的復権への動きとして警戒するのは、これまでの歴史的経験があるであろう。

1-2 ドイツ問題に関するフランスの欧州政策
西ヨーロッパにおいて世界政治に直接間接影響力をもち、しかもその外交政策の目標が

西ドイツのそれにかかなりの程度まで即応してきた国はフランスである。とくにド・ゴールの政治理念は、東西両ブロックの形成とその現状維持 (status quo) を最終的なものたらしめないと考えていたから、この考え方は東西ドイツの統一を念願としている西ドイツに一つの重要な希望を与えていたのである。西ドイツがアメリカと外交政策上の意見が対立するとき、くり返しフランスに接近してきたのはこのためである。別言すれば、再統一を最優先したい西ドイツは、アメリカとソヴィエトの現状固定政策では打開の道がない。またド・ゴールの「大西洋からウラル」までの大欧州構想も、ヨーロッパの分裂という現状が固定されていたのでは成立不能である。つまり西ドイツとフランスはそれぞれ動機は異なるにしても、ヨーロッパの独立国家としてアメリカとソヴィエトの現状維持政策をゆさぶる政策を必要としている点で共通していたのである。前項でみた西ドイツの東ヨーロッパ諸国への接近政策も、東西ヨーロッパの緊張を緩和し、相互理解を深め、ヨーロッパの現状を打開しようとするためである。ド・ゴール下のフランスの場合も、緩和のなかでの現状変更を目指していた。

西ドイツの国民的利害が長期的にはアメリカの世界政策と矛盾するという認識こそ、ド・ゴール政策のドイツに対する基本的態度であった。たとえば1964年7月23日の記者会見のなかで、ド・ゴールは次のようにいっている。「ソ連の脅威が続くかぎりむろん欧州はアメリカと同盟を維持せねばならない。しかしこの同盟における欧州の従属を余儀なくさせるものは次第に消滅してきた。欧州は自ら責任をとり、独自の役割を演じなければならない。(中略)ではいかなる欧州の再建が必要であるか。これについては議論が多いが、われわれフランス人が目指すのは欧州人のための欧州である。」しかしこの政策は二つの全く異なった様相を示す限りにおいて、両面をもっ

ているとってよい。その一つは、もしこれが成功すれば、西ドイツがアメリカの代りにフランスを選ぶことによって、西ドイツはフランスに依存することになる。もう一つは、ドイツがフランスのパートナーおよび手助けとなりえなかったり、ならうとしない場合には、フランスにとってドイツが再びヨーロッパ政策の対象となることである。ドイツの脅威を前にして、東ヨーロッパ諸国がパートナーを探すという可能性がこの点から生まれてくる。ド・ゴールは西欧の一つの力としての西ドイツを現状維持にとどめることを保障することにより、東ヨーロッパ諸国に相対し、それにより全ヨーロッパの平和の確保に貢献することができると考えていた。それによってフランスはアメリカから独立に行動し、固有の役割を演じようとしてきたのである。

これまでフランスは、西ドイツを共同外交政策をとる国にすることを好まなかった。西ドイツに外交政策上共同歩調をとらせることは、隣国である西ドイツと世界政策の担当者として自ら任ずるアメリカとの二重の結合関係を不変のまま温存することになるからである。そこでド・ゴール政策は、フランスと西ドイツとの結合関係を強化することによってはえられない効果を、独自の政策をうちだすことによってかちとろうと努力することになった。

ド・ゴールによる東ヨーロッパ問題に関する主導権の確保と、NATOに対するフランスの非協力的態度は、西ドイツをできるだけ固定化したものとしないうための試みであったとってよい。つまり西ドイツとアメリカとの結合関係をゆるめ、ヨーロッパにアメリカの努力が滲透するのをくいとめる試みであった。軍事的にみてソ連の攻撃をうける心配はまずないこと、政治的にみてソ連の重圧がヨーロッパにのしかかることは、フランスが主導権を維持している限り、調整できるというのが、ド・ゴールの外交政策の前提であり、

対西ドイツ政策もまたこれと軌を一にしていたのである。

しかしこうしたド・ゴール政策は二つの問題点を含んでいたことに注意しなければならない。その一つは、国民国家を止揚しないというド・ゴールのドグマは、西欧諸国の統合による交渉力に問題を生み出すことである。もう一つは、政治的には主権国家による経済共同体と、軍事的には一種のヨーロッパ軍の創設という問題に対する共同体加盟国の反対をおしきることが難しくなるといことである。

事実、ド・ゴールが退陣する少し前に、そうした徴候がみえはじめた。つまり、西ヨーロッパにおけるド・ゴールの指導力に「ひび」が入ったことを示唆していたのである。たとえば、今年3月13,14日、仏・西独協力条約にもとづく定期協議として、パリで開催されたフランスと西ドイツの首脳会談では、新聞情報によると、EECの拡大や西欧同盟(WEU)強化の点で両国の意見は一致しなかったといわれている。東西関係に関する両国の評価と態度に差があることが、ここに反映されている。しかし、何といたっても西ドイツのヨーロッパ経済圏が、フランス抜きで欧州は考えられないがイギリス抜きで欧州も存在しないという立場から出発しているのに対し、フランスはそう見ないところに基本的なくい違いの原因がある。その後、ド・ゴールの「拡大された新共同体」構想がすっぱ抜かれるということもあって、フランスの態度の首尾一貫性にも疑問が抱かれるようになった。しかもフランスは自国だけで西ヨーロッパの安全を保障できないし、フランスの核兵器独占のもとで共同体加盟国に軍備ならびに軍事政策を遂行するよう強制することもできない。換言すれば、これまでド・ゴールのヨーロッパ政策の根底にあったドグマは、フランスの支配力が絶対的でない現在では、共同体の強化とは相容れないものを持っている。とくに西ドイツの経済力がヨーロッパで圧倒的な強み

をもっている現在、フランスの指導下に共同体が運営されることは、平等の上になりたつ共同体のメカニズムの機能を麻痺させる可能性すらあるのである。

フランスがヨーロッパの安全保障を東ヨーロッパと通じながら進展させようと努力する背景には、前述した米・独の結合関係の強化を嫌う理由と、もう一つはヨーロッパ内におけるドイツの力のある範囲に限定しておきたいという願望がある。したがってフランスにしてみれば、アメリカ、ソ連(東ヨーロッパ)、西ドイツという三つの要素の絡み合いのなかに、自らの外交政策を生かす道があることになる。アメリカのヨーロッパへの進出を恐れる点では、パリもモスクワも同じである。もっと直接的に言えば、両国ともアメリカによる紛争をヨーロッパの紛争とすることを好まないのである。

2 ド・ゴールの欧州構想

ド・ゴールは1969年4月28日、10年10ヵ月の在位期間にフランス国内政治経済政策に幾多の功績を残しただけでなく、国際政治にも多大の影響を与えながら引退した。国際関係に焦点を合わせてド・ゴールの足跡を評価すれば、まず第一に欧州経済共同体(EEC)の推進があげられねばなるまい。第二に東西関係の橋渡しとしてのフランスの役割と地位を向上させたことであり、第三にイギリスに対する一貫したEEC加盟拒否の態度である。第三の問題は別に検討することとし、ここでは専らフランスと東西関係、つまり要約すればド・ゴールの欧州構想を考察することにした。

ド・ゴールは、キューバ危機を契機に米ソの「和協」が成立した事実を正当に見抜いていた。つまりド・ゴールはこれでヨーロッパは東西冷戦から平和共存への時代は移行すると見たのである。この判断は全く正当であった。そしてこの判断が、彼をして冷戦の産物

であるNATO、および東欧ブロックのワルシャワ条約機構が時代錯誤的性格をもっていることを強調させたのであり、この両機構がかえって緊張緩和の阻害要因であることを論難させたのであった。1966年6月下旬、ド・ゴールがソ連訪問に先がけてNATOからの脱退を通告したのも、東西欧州の接近という目的にとって最良の政策と考えたからに他ならない。

ド・ゴールのこうした東西和解への態度には、一つは政治的ブロック化のもたらす危険についての洞察がある。EECを経済統合とする利点を認める反面——ときとして共通政策策定で反対した場合もあるが——、軍事・政治機構のブロック化はかえって国際関係を麻痺させると考えたのである。換言すれば、東西関係が国際関係として成立するためには、各国それぞれがその国際的役割を認識する必要があるのであって、「自国を失って共通のものを求めるのではなく、自国を確立してはじめて共通のものへ貢献できる」と考えることが必要なのである。

フランスが主張する「諸国家から成る欧州」つまり各国の主権が存続する国家の連合の意義は、ド・ゴールの基本的発想であり首尾一貫した国際的要請なのである。「大西洋岸からウラルまでの欧州」というド・ゴールの欧州構想のなかにも、こうした国家民族を重視する態度が含まれていた。ド・ゴールが欧州問題の解決とその地位の回復は欧州諸国民によってなされなければならない、世界平和と東西和解も欧州でそれが実現できてはじめて世界大に有効となると考えたなかには、ド・ゴールの欧州優位思想の片鱗があるが、その基底にはさきに述べた各国主権の保障が前提となっていたのである。つまりド・ゴールによれば、それが不安定性を除く第一条件なのであった。

ド・ゴールの欧州構想の歴史的出発点は、ヤルタ会談である。ド・ゴールのヤルタ会談

に対する判断は、これにより欧州の均衡が犠牲にされ、米ソの世界的規模での対立が陽表化したということである。米ソの対立と強大化は、欧州にとっての悲劇であり、それが団結から統合を生み出したのである。したがって米ソの対立が解消することこそ欧州の復権であり、欧州の正常化なのである。ド・ゴールがアメリカの支配を嫌った根源は実にここにある。かりに戦争直後の欧州の疲弊がアメリカの援助と支配を余儀なくさせたとしても、ひとたび西欧が復興すれば、米ソの対立がなくなるこそ欧州の世界における役割の復活なのである。

1966年のド・ゴールの訪ソは、冷戦打開のため西欧側でアメリカと主導権を争おうとするド・ゴールの並々ならぬ意志の反映であったし、それは欧州人としてのド・ゴールの自発的な当然の行動であったのであろう。フランスが中共、北ベトナムなどから敬意を受け、ベトナム和平会談をパリで開催させたのは、フランスの東西関係の改善に果たす役割の増大を示すだけでなく、ド・ゴールの欧州構想の一つでもあったわけである。

III 西欧内の国際関係

1 経済統合と共通農業政策

1965年は、EECにとって一つの試練の年であった。第1段階で示した目ざましい発展と比較すると、第2段階では、とくに1965年の農業問題をめぐる意見の不一致に象徴されるように、加盟各国の利害の対立が目立ち、EECの前途必ずしも容易ならずといった判断が生れたからである。しかし、この利害の対立を調整した過程を検討してみると、統合加盟諸国のナショナリズムの機能とその限界を明瞭に読みとることができる。

第1段階の成果は、関税同盟創設計画の二度にわたる促進措置に具体化されているように、主として域内関税の漸次的撤廃を中心と

したものであり、貿易の自由化という世界的趨勢からしても、それはこれまで存在していた障壁の「とりくずし」¹⁾ であって、作業としては比較的容易であった。その意味では、経済統合の前向きの建設作業は第2段階ではじまったといってよい。建設作業の全般的プランは、ローマ条約と「行動計画」であるが、建設がはじまれば基礎工事に手間がかかるのは当然である。加えて設計技師であるEEC委員会にたいし、また共同作業者である加盟各国相互間で、基礎工事——共通政策の策定——の順序と内容に異なった意見をもつのも当然であろう。

したがって1965年6月末の農業基金をめぐる対立にしても、これを発展のための試練ということではできても、崩壊への危機とはいええないことに注意する必要がある。もしEEC結成以来一つの危機が可能性としてあったとすれば、それはむしろ第1段階から第2段階への移行時(1962年1月1日)というべきであろう。1965年6月末の意見の対立を知るためにも、まずこの移行時の共通農業政策策定に見られた波瀾を知っておくことが便利である。結論を先取りすれば、「時計の針を止めての交渉」という劇的な表現が示すように、第1段階から第2段階への移行にとっての必要条件、つまり共通農業政策の策定は、多くの懸案を残しながらも、EECの統合を「もはや停止したり引き返したりすることができない」体制としてつくりあげること成功したのであった。この重大な意義に比較すれば、それ以降生じたいくつかの意見の対立はいずれも絶対的なものではない。

EECはこれまで三たび農業問題をめぐって危機を経験し、EECの前途を危ぶむ意見が散見されたこともあった。しかしそのつどこれを克服してきたことは、EECが域内的には共通農業政策によって統一的に運営されることについて最初から最後まで意見が一致していたこと、域外的には統一された交渉基

盤を確立することの有利性について明確な認識をもちつけていたことを意味する。さきに述べたように、ケネディ・ラウンドをめぐるEECがアメリカにたいし強い発言力を示した背景がここにあり、この点の認識はとくに重要である。三度の「危機」はたんなる対立とか危機に終らず、対外的交渉力を拡大する基礎となった。

第1回の危機は、1961年末である。共通農業政策の大綱の決定はEECの第1段階で実施されるべき重要事項とされていたが、フランス、オランダ、イタリアが単一農業市場の設立と漸進的な実施を主張したのにたいし、西ドイツは自国農業保護と農産品輸入の確保を固持して譲らなかった。そのため1961年末「時計の針を止めて」討議し、共同市場組織化に関する規則と農業財政規則の決定(1962年1月14日閣僚理事会)によって危機を脱したのである。第2回は、1964年12月15日の閣僚理事会における穀物統一価格の水準、実施期日、農業所得補助をめぐる生じた。すでに1963年11月5日、EEC委員会はマンスホルト促進案(そのおもな内容は、(1)主要穀物につき1964・1965年度から単一価格を採択し、域内課徴金制度を全廃して域外課徴金を統一する、(2)国内価格の下落で所得が減少する農家には補助金を交付する)を閣僚理事会に提出していたが、西ドイツは終始これに反対した。その結果、「EEC農業市場の組織化が予定どおり行なわれないならば、フランスはEECから脱退する」とのド・ゴールの爆弾発言(1964年10月)まで誘発したのであった。

第3回は、1965年7月から1966年1月までのフランスによるEECボイコットである。これは共通農業政策の財政的裏づけとしての財政規則の改正をめぐる発生した。とくに危機を拡大したのは、1965年3月のEEC委員会による新提案であった。これは農産物輸入に伴う農業基金への拠出を重荷とする西ドイツが、一方ではフランスの主張を入れなが

ら、他方でEEC固有財源の創設とこれを管理するための欧州議会の権限強化を意図したために、EECの超国家性という当初未解決の（あるいは言及するのがタブーとなっている）問題に抵触したのであった。EECはこれまでも政治統合の具体化をめぐるしばしば見解を異にしてきたが、この場合にもド・ゴールの憤激を買い、事態はEECからフランス代表の引き揚げまでに進展したのである。

そもそも共通農業政策は、EEC統合が実現する1970年1月1日を期して単一の農業市場の実現を目ざすものである²⁾。このため期間内に域内農産物の国内価格を段階的にサヤ寄せし、統一価格を実現しなければならない。しかし周知のごとく、EEC各国の農業は構造的にみてもはなはだ異質であり、近代化の程度や各国農業政策の相違も手伝って、統一価格が実現されるまでには、補助金の支出や農業近代化と体制整備に多額の資本が必要となる。1965年7月、閣僚理事会で激しい対立を見せたフランスと西ドイツの立場は、共通農業政策の基本的方向については諒解できても、統一価格を具体化するプロセスで必要となる農業基金の内容と考え方の点で大いに異なっていた。

1965年6月30日までの農業基金は、農産物輸入課徴金を財源とするEEC農業指導保証基金であって、7月1日以降は共通農業政策のプログラムに従い新たな基金が設置されることになっていた³⁾。閣僚理事会での両国の対立を決定的にしたのは、この農業基金に新たな構想を盛り込んだハルシュタイン案である。同案の骨子は、

- (1) 基金の財源として農産物輸入課徴金のほか、工業製品を含む関税収入をあてる。
- (2) 1972年以降、加盟国の関税収入はすべてそのまま農業基金に移管される。
- (3) ヨーロッパ議会の権限を強化し、これにEECの予算の決定・監督権を与える。そのためローマ条約第203条など必要な

条約改正を行なう。

というものである。もしこの案が実施されるとすると、EEC農業基金は膨大な資金量を確保できるとともに強大な権限を保有することになる。とくにフランスの神経を刺激したのは、EEC農業基金がこれによって各国議会から免責された独自の財源をもつこと、換言すれば、EEC委員会が各国議会をこえた高次の統合体「政府」としての機能を営む体制ができ上がってしまうためである。フランスは農業基金を農業問題の一つとして考えたのではなく、EEC全体の問題の一つとして考えたのである。換言すれば、統合体のなかでのフランスのナショナリズムの位置づけについて、フランスはとくに敏感であった。フランスは農業問題の早期解決を願っていたながらも、同時にハルシュタインを委員長とするEEC委員会が超国家的性格をもち、計画ならびに執行機能的機能をもつことにたいして否定的であった。

以上のようなフランスの基本的態度を理解できれば、1965年6月30日ブラッセルで開催された閣僚理事会の経過を予想することは容易であろう。EEC農業基金をめぐる閣僚理事会は、長時間にわたるマラソン協議にもかかわらず意見の一致をみずに終わった。フランス政府はこの話合いの失敗を重視し、「経済的・政治的・法的結論をひきだす」ことを声明するとともに、具体的にはEECフランス代表部の引き揚げを命じたのである。この結果、EECの機能は麻痺状態におちいった。EEC事務当局はフランスのボイコットにもかかわらず、各種委員会および作業部会の続行を発表したが、フランスがEECに関するあらゆる会議に欠席することは、ローマ条約に従って決定的事項の案件を審議することができないことを意味しており、事実EECはその後約7ヵ月間「冬眠」したのである。

1966年1月、ルクセンブルグでの特別閣僚理事会でフランスとその他5ヵ国との間に妥

協が成立し、フランスは理事会に復帰することになった。E E Cの閣僚理事会の活動がふたたび正常化してからの目ざましい成果については後述するが、それはまことに「雨降って地固まる」の言葉どおりである。すなわち2月末の通常理事会から外相・農相レベルで14回の理事会を開催し、5月11日に農業基金、5月14日にケネディ・ラウンド交渉への穀物協定の補足提案、7月24～26日に牛乳・牛肉等の共通価格、野菜・果物・油脂・砂糖に関する三つの共通市場規則およびケネディ・ラウンド交渉にたいする穀物以外のオファーといったように、重要な案件がつぎつぎと解決されるに至った。まことに1966年は、E E Cの活動にとって地味ではあるが最後の基礎づくりとしてまったく画期的な年であったといえてよい。かくしてE E Cは、1968年7月1日より共同農業市場を完全に実施し、農産物についても工業製品と同様域内自由流通が実現し、域外にたいしては共通関税と共同市場が成立することになったのである⁴⁾。小さな大陸ヨーロッパのなかで、きわめて異なった農業条件によって利害の対立を生じやすいE E C農業が、ここに共通農業政策を最終的に確立したことはなんといっても画期的である。

1966年5月10～11日の閣僚理事会は、久しぶりにブリュッセルで開催されただけでなく、懸案の農業財政の問題が解決されたという意味で、意義深い。1965年4月E E C委員会が示した農業基金の構想は、E E Cの基本的性格に触れるもので、前述したようにド・ゴールの憤激を買ったものである。これにたいし、今回の閣僚理事会での決定は、つぎの二点を主たる内容とするものである。

(1) 域内農産物および工業製品に関する関税を全廃する時期—フランスは全廃の時期について農産物を1966年7月、工業製品を1969年1月と主張した。他方西ドイツは工業製品関税の全廃を早期に実現すべきことを主張した。これらの主張の差異がそのまま両国産業

構造の差異であることは、いうまでもない。結局この問題は、E E C委員会の提案どおり、「域内農産物、工業製品を1968年7月1日から自由に流通させる。現在の域内関税は20%であるが、これを1967年7月1日に5%、1968年7月1日に残りの15%を引き下げ全廃する」ことになった。

(2) 農業基金への拠出率と域内農業構造改善事業への最高支出額の決定—農業基金の財源は域外からの輸入課徴金によって45%、残額を域内各国からの拠出によってまかなうことになっている。前者の45%は各国の農産物輸入政策に依存することと、農産物輸入による課徴金の90%が自動的に算入される仕組みになっているから、政治的交渉の余地はまったくない問題である。しかし後者の各国拠出金の算定については財政負担の問題もあり、閣僚理事会で最後まで紛糾した問題である。農業構造に弱点をもつ西ドイツとイタリアはそれぞれ拠出率が高すぎることを主張し、討議した結果、フランス32%、西ドイツ31.2%、イタリア20.3%、オランダ8.2%、ベルギー8.1%、ルクセンブルグ0.2%となったのである。

懸案の農業問題を取り扱った閣僚理事会は、これまでほどの鋭い対立を示さず、むしろ拠出率の算定など技術面での対立にとどまった。約7ヵ月にわたるE E Cの空白期間が遠い過去に去ったわけでもないのに、比較的円滑に理事会が進展したのは、統合に関する根本的な考え方について意見が一致したことを意味している。また政治統合の問題にはいっさい触れないならば、問題は比較的簡単なことを示しているし、ド・ゴール大統領の選挙での苦い経験が妥協を強い、早期解決を望むフランス農民層にこたえたという見方も成立するのである。

農業基金問題の解決にひきつづき、農業共同市場形成の最終的仕上げを完了したのは、7月21日～22日の加盟各国農相会議と、7月

23～24日の農・外相合同会議である。これにより共通農業政策が最終的に決定されることになった。すなわち、E E C農業政策のなかで最後まで結論が出なかった砂糖、牛乳、オリーブ油、牛肉、米、野菜・果実の6品目に関する統一価格と市場規制が決定され、農業共同市場は1966年11月1日から品目別に逐次実施されることになった。従来、各国はこれら6品目の価格と市場規制をめぐってそれぞれ自国に有利な決定をみるよう努力してきたのであった。たとえばオランダ、西ドイツは酪農産業を、イタリアは野菜・果実産業を、ベルギーはビート糖産業をというように、自国農業を保護するため利害の対立が絶えまなかった。こうした対立をいまや止揚したということは、当初予定されていた7月1日という最終審議期限が遅れたとはいえ画期的なことである。またこれにより、ケネディ・ラウンドの関税引き下げ交渉を大きく前進させることになった意義も見のがすことができない。これまでE E C側はケネディ・ラウンドにたいする統一提案を延ばしてきたが、その理由は農産物6品目に関する域内各国の意見調整がなかったためである。今やこれら6種の重要農産品目について意見の一致をみたことは、E E C加盟国のみならずケネディ・ラウンドという世界大での貿易問題の前進にとってもきわめて大きな意義をもつものといわなければならない。

- 1) E E C域内関税の撤廃に関しては、ローマ条約第12～17条に詳しい。第12条および13条は、関税およびそれと同等の効果を有する輸入課徴金の新設および引き上げの禁止規定と過渡期間中の撤廃を明示している。そのスケジュールは第14条の規定による。第15条は徴収の一部停止による関税の一時的引き下げ、第16条は輸出関税の撤廃、第17条は財政関税に関する特例である。以上のように域内関税の撤廃は従来から存続していた域内貿易障壁の「とりぐずし」であって、実際の進行実績

も予定を上回るスピードであった。結局第2段階終了時までには促進計画による二度の追加引き下げを含むと合計8回にわたる関税引き下げを実施したのである。しかし本文に詳しいように、農産物は共通農業政策に定める関税以外の措置、すなわち可変的輸入課徴金によったのであり、これをめぐって西ドイツ、フランスの意見が対立することになった。なお関税撤廃については対外共通関税の設定問題があるが、これはここでの所論と直接関係がないので省略する。

- 2) 1958年7月のストレーザ会議以来約10年間で農業共同市場が成立したことは、ローマ条約を基礎とするE E Cが農業を含むものとして発足したとはいえ、各国農業構造の大きな格差を前提とすれば偉大な事業の完成である。しかも実質的には1966年7月の理事会で計画の9割近くの難問について意見の一致をみたのであるからなおさらのことである。
- 3) 1965年3月末E E C委員会は共通農業政策の財政に関する規則第25号第7条にもとづき、農業財政規則の改正に関する改正提案を行なった。規則第25条第7条は、1965年7月1日以降過渡期間終了時までの財政規則について規定している。西ドイツとフランスの利害が対立したのは、この規定が農産物輸入国である西ドイツに比較してフランスに有利であることを是正することだけでなく、本文(1)、(2)、(3)にあるように、この提案が実施されるとE E C委員会の権限が圧倒的に強化されるころにあった。
- 4) 共通農業政策および農業共同市場実現のプロセスとその内容については、並木信義『ヨーロッパ経済論』、通商産業研究社、昭和43年、326～339ページを参照。

2 欧州3共同体の統合

1965年3月2日、E E C閣僚理事会は2年越しの懸案であった3共同体の合併統合について合意をみた。これはヨーロッパの統合の歴史にとって画期的であり、統合が制度面でも整備されたことを意味する。

内容に入るまえに、それから数ヵ月後はじ

まったいわゆるEECの「冬眠」との関連に
触れておきたい。1965年3月初旬の新聞・雑
誌の論調は、「共同体の基礎固まる」式の贅辞
で盛られていたのに、数ヵ月後には「EEC
成立以来の危機」とこれまた最大級であるが、
ネガティブな論旨でうずまった。これまで示
してきたEECの成果から意外の気持を表明
する意見や、統合などといったものが、究極
的には各国ナショナル・インタレストのまえ
には何も勝てないといった破壊主義的意見や、
資本主義体制の矛盾が表面化したといった歴
史法則の公式的あてはめによる解釈など、そ
の意見は多様であった。注意すべきことは、
EECの成立とその背景について今さら啓蒙
的に述べる必要がないほど、今日EECの存
在が知れわたっているのに、EEC内部であ
る問題について意見の対立があると、一足飛
びに危機感をよびおこす判断である。一般的
にいえば、対立即危機と見るのは、EECを
表面的かつ理想的に見すぎているからである。
ここで表面的というのは、EECが成立する
までの歴史的背景や、成立に踏み切るまでの
努力、発足後の経過について断片的な知識し
かもちあわせていないにもかかわらず、その
断片の組み合わせによってある種の帰結や判
断をくだすことを意味する。また理想的とい
うのは、EECの出現をそのまま完成という
ように、時間の経過を無視した一種の「すり
かえ」があることを意味する。

これまでEECの出現とその経済的影響の
大きさについて、強弱多様な啓蒙活動が効き
すぎたためか、あるいはヨーロッパ、とりわ
けその文化にたいする潜在的憧憬の盲目的発
露かはしらないが、論調にはEECの出現と
その生成をいつのまにか理想的な完成像にお
きかえてしまっているところが多分にある。
EECは出発当初から各国のナショナル・イ
ンタレストが止揚されてしまった静態的な構
築物ではなく、第3段階を終えてEECが実
態的に完成するまでにも、そしてその後に

いても各国のナショナル・インタレストが生
きつづけながら発展する動態的な構築物なの
である。その意味で1965年はEECの将来に
関心をもつすべての人々に、興味ある教訓を
与えた年でもある³⁾。

ところで3共同体、すなわちEEC、欧州
石炭鉄鋼共同体(ECSG)、欧州原子力共同
体(Euratom)の合併・統合は、EECの目
標からいっていずれは実現されるべき性質の
もので、事実1960年のヨーロッパ議会で合併
の提案が行なわれたのである。1963年ごろよ
りしだいに具体化しはじめ、1964年7月の閣
僚理事会で原則的な合意が得られたのであ
った。

合併・統合される共同体の本部所在地をめ
ぐり、ルクセンブルグが強い要望を出したこ
とを別にすれば、EEC諸国がこれを統合の
画期的前進ととらえたのはまったく正当であ
る。1965年3月の閣僚理事会で合意をみた統
合共同体の構図は、

- (1) 3機関の合併は1966年1月1日から実
施する。そのため各加盟国に年内にパリ
条約(欧州石炭鉄鋼共同体関係)とローマ
条約(EECおよび欧州原子力共同体関係)
改正の批准を完成する。
- (2) 統合本部は現在のEEC本部におく。
- (3) 新執行機関は9人で構成され、フラン
ス、西ドイツ、イタリア各2名、ベルギ
ー、オランダ、ルクセンブルグ各1名か
ら成る。ただし、1969年までは暫定措置
としてルクセンブルグを除く5ヵ国は各
1名ずつの副委員をおく。

というものであった。こうした3機関の合併
・統合は、域内経済活動や交流が進展し、各
種共通政策が策定される過程での必然的要請
である。これにより機構の効率的運用が可能
になるとともに、統合本部執行機関の重要性
が増大することになる。周知のごとく、フラ
ンスはこの傾向を好まない。1965年6月末の
EECボイコットがもっとも象徴的であるが、

ド・ゴールはじめフランスはすでに3機関の統合成立をめぐる、執行機関が帯びるであろう超国家性に疑問を呈していたのである。しかし、EECの発展がその執行機関の権限を強化せざるをえないことはほとんど確実であろう。それが閣僚理事会を主体とするフランス方式か、委員会中心のオランダや西ドイツが予想する超国家型かは別にして、執行機関は必ず強化されるであろう。経済統合の進展が政治統合と接する場がここにある。1965年はさきに見たように経済統合の中間段階での一つの試練期であったが、それはまたきたるべき政治統合のあり方をめぐる模索過程でもあった。

1965年に至り、政治統合の問題がふたたび脚光を浴びるに至ったのにはいくつかの理由がある。いうまでもなくその一つは、共同体3機関が統合されたことによる執行機関の地位をめぐる論議である。もう一つは、イギリスの加盟問題を考慮しての政治統合の論議である。前者は1961年12月に発表された第1次フーシェ案に代表され、その後ド・ゴール大統領によって再三主張されているものである。つまり超国家的な政治統合ではなく、各国の主権をそのまま存続させたゆるやかな統合体を想定する立場である。後者は1963年のイギリスの加盟問題前後から、イギリスが含まれたときの政治統合のあり方を中心としたものである。しかし、1965年に至ると、この立場からの接近は理論的には考えられても、政治的現実が優先されてしだいに後退しはじめるに至った。換言すれば、イギリスの加盟問題が将来ふたたび生じようとも、さしあたっては現在のEEC 6ヶ国だけの政治統合を論議しようとする立場に変化したのである。ベルギーのスパーク外相のように、かつてはイギリス加盟の推進者であったが、その後イギリス問題を離れて政治統合を討議しようとする立場や、西ドイツならびにイタリアからの提案は、いずれもフランス方式に近いいわゆる

「国家連合」型のものであった。

将来のEEC政治統合が、はたしてこれら提案のように「国家連合」型になるかどうか速断はできない。しかし、少なくとも超国家的色彩の濃い政治統合が出現する可能性はあまりないと見てよいであろう。1966年1月、ルクセンブルグで開催された特別理事会での共同宣言成立の過程は、こうした見方を裏づける一つの材料といってよい。この特別理事会は、前述したEECの「冬眠」をよびさまし、フランスを復帰させるためのものであった。共同宣言は、その名のとおり6ヶ国の共同意思の表現であるとはいえ、細部では、たとえば重要問題についてやむをえない場合には特定多数決制をとろうとする5ヶ国と、その可能性をあくまで排除しようとするフランスとのあいだに微妙な妥協が成立しているのである。このことは前向きな基本的姿勢には大差がなくても、個々の立場が全体に包摂されてしまうことはないことを示している。そこでは超国家型による各国利害の調整よりも、錯綜した利害を反映させながら妥協点を見いだす方式がとられている。

以上のように考えてくると、ある問題（たとえば前述した農業問題）と関連させながらフランスがEEC委員会の性格と機能を変更させることに成功してもしなくても、各国が利害の主張を続けることは最初から最後まで変わらないことがわかる。その一つ一つが政治統合の模索過程であり、政治的・経済的均衡へ至る path なのである。したがって、EEC委員会が超国家的性格をもてばもつほど、統合が高次の段階に達すると考えるのは、統合体を機構や制度からだけ判断するという大きな誤りを犯すものというべきであろう。機構や制度を運営する人間の歴史にたいする洞察力と理解が統合の完成にとってつねに重要なのである。

- 1) 「歴史を解釈したいという欲求は非常に根深いものであるから、過去にたいしてある建

設的な見解をもっていないと、われわれはミスティシズムかシニシズムかにおちいってしまう。」——パドウィックのこぼれ（E.H.カー『歴史とは何か』より）。

3 経済統合と政治統合

閣僚理事会で農業問題の交渉が決裂したことは、一つにはEECが究極的にいかなる政治統合の形態をとるべきかという基本的問題が農業問題の審議過程で表面化したためであるが、もう一つには西ドイツとフランスのあいだでEECの開放性の考え方について差があることが原因になっていると思われる。前述した農業問題の交渉決裂を、両国の考え方の相違というより世界観の相違とし、妥協点や調和を望むことがきわめてむずかしいと考える人々は、この静止または冬眠状態を見てEEC最大の危機と嘆じた。はたしてそう考えるのが正当であろうか。1965年を危機というよりEEC試練の年と考える立場からすれば、つぎの諸点に注意を喚起したい。

第1は西ドイツ側からの判断である。第2段階で30%引き下げられると、第1段階での域内関税引き下げ分50%と合わせて80%となり、農業面と比較して工業面での経済統合ははるかに進展することになる。これは西ドイツの貿易拡大にとっての好材料である。しかしこのことはフランスにもまったく同様に妥当する。そうすると問題はよくいわれているように、フランス経済に占める農業の重要性が西ドイツのそれとは比較にならないほど大きいことである。だからこそフランスは、農業指導保証基金に代わる農業基金の策定を強く希望したのであった。しかし、前述したように、EEC委員会および欧州議会の権限を強化しようとするハルシュタイン案が出るにおよんで、これは審議の内容が農業問題から政治統合問題へと転換してしまったことを意味していた。したがって解決の糸口は、農業問題を政治統合に関連しない範囲にとどめるほかないのである。農産物輸入の多いイタリ

アが課徴金賦課額に不満をもっていたことも事実であるが、今さしあたってこの点を無視して考えると、超国家的経済統合を前面に押しだし、フランスのボイコットを買ってEECを冬眠させ、(1)農業部門、工業部門を問わずケネディ・ラウンドの関税引き下げ交渉を棚上げし、(2)EEC以外への輸出拡大効果を減退させたままにしておくのと、農業問題の解決を政治統合問題と関連させない範囲にとどめておくのとでは、西ドイツにとって後者が有利であることはまったく明らかである。

第2に、この間の事情をフランス側から見ると、つぎのようにいうことができる。そもそもEECをボイコットしてもっとも大きな痛手を受けるのは、ほかならぬフランスである。しかも、閣僚理事会での決裂は、超国家的性格をもつ経済統合の容認か、または農業共同市場のすみやかな完成の放棄かのいずれかの選択をEEC委員会から迫られたフランスが、結局後者を選択したことを意味した。そう考えると、フランスにとってもEECの長期的冬眠は利益にならないことは自明であった。それは農業問題だけでなく、フランスの工業部門にとってもそうであった。したがって以上の2点を考えると、つぎのように要約することができるであろう。統合の理想を自己の国家的利益と結びつけて考えるのは、フランスも西ドイツも同様である。しかも、国家的利益がないから統合体から脱退しうるほど、その利益を過小評価できる国は加盟国のなかにはないのである¹⁾。

1965年はEEC経済統合第2段階の最終年であった。農業共通政策の策定（1962年1月14日）まではともかく、その財政的裏付けである農業基金の範囲と機能をめぐって、各国はその国家的利益を主張してたがいにゆずらなかつた。しかし、そこでの問題が基本的には経済問題ではなく、政治問題であったことにかさねて注意する必要がある。経済統合の過程がいずれは政治統合に進展することは確

実であろう。しかし経済統合が完成する過程で同時に政治統合に手をつけることが実際に無理なことは、つぎに述べるようにすでに経済統合が発足する以前に証明済みなのである。1951年欧州石炭鉄鋼共同体発足後、加盟国はいち早く政治統合を討議しはじめたが、その可能性をたしかめる試金石であった欧州防衛共同体は、1954年のフランスの否決で流産してしまった。かくして統合の推進者たちは政治統合をいちおうあきらめ、1958年EEC経済統合を発足させたのである。したがって農業問題をめぐる1965年年央の衝突を、政治統合への配慮を含むハルシュタインの勇み足によるものという見方も十分に成立することになる。

ともあれ、EEC経済統合は政治統合に手をつけて頓挫した。このことは今後統合を経済問題に限定しながら進展させるといっても²⁾、多くの基本的対立を生み出す可能性があることを示している。というのは、政治と経済を完全に分離することは実際にはきわめてむずかしいからである。しかし、閣僚理事会での衝突をもう少し立ち入って分析してみると、農業問題をめぐる西ドイツ、フランスなど加盟国間の利害対立は、経済問題に限定すればけっして妥協できないほどのものではなかった。6月末に見せたフランスの積極的な妥協工作と大幅な譲歩の用意が、これを如実に示している。そして前述したようなEEC経済統合の進展による西ドイツとフランスの利益を考慮すると、EECをめぐる両国の動きは、これを解体の危機にさらすためではなく、むしろ統合完成までの方向をあらためて明らかにするという結果を生み出したといえることができる。

統合を経済協力の最高次の発現状態と解釈するのは正確であるが、統合体内部では各国の意見や主張がまったく封ぜられてしまうとまで考えるのは、非現実的であり空想的ですらある。経済統合は一つの目標（たとえばロ

ーマ条約の前文に示されたような）に向かって相互に協調していく主権国家の集合である。その場合、主権国家が統合体のなかに完全に埋没してしまうことはありえない。しかもこのことは、利害の対立が優先して統合を脆弱化することを意味しない。統合の利益の大きさこそ、利害がはげしく対立しながらもなお基盤の崩壊にまで至らない根本的理由である。前述した農業問題にしても、その解決を遅らせれば遅らせるほど大きな損害をこうむるのがフランスであることは明瞭であったし、ここでは統合市場における1国の主張の限界もほのめかされていたのである。

対外的にはガット(GATT)関税一括引き下げ交渉、対内的には経済各般にわたる共通政策の策定、機構的には3共同体執行機関の統合など、幾多の問題をかかえたEECにとって、1965年後半の「空白」はたしかに不幸なことであった。しかしすでに述べたように、意見の対立はより大きな発展のための試練ともいうべきものであったのであって、EECの機能は、1965年7月22日になされた委員会の妥協案によってふたたび動き出すことになった。委員会の妥協案は、フランスが強く反対した共同体固有財源の確保と欧州議会の権限強化の2点を棚上げし、実質的にフランスの意向に近いかたちで農業基金を提案したものである。ベルギー外相スパークの調停や欧州議会の早期解決の要望などもあり、EEC加盟国代表は1966年1月17、18日および28、29日の2回にわたってルクセンブルグで特別理事会を開催し、委員会の代表を含まずに意見の調整を試み、加盟国相互間の前向きな妥協が成立することになった。

- 1) ヨーロッパ経済統合の理念が発足後まもなく加盟各国に定着したことは、以下の1960年のギャロップ調査によっても明らかである。したがって各国政府もそれぞれのナショナリズムだけを前面におしだすことは到底不可能なことであった。

経済統合に関する賛否調査 1960 (%)

	西 イツ	ド ギー	ベル ンス	フラ リス	イ リア	タ リア	オ ランダ	ラ ン	ルク セン ブルグ
賛成	81	65	72	60	87	27			
反対	4	5	8	4	4	5			
解答 なし	$\frac{15}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{20}{100}$	$\frac{36}{100}$	$\frac{9}{100}$	$\frac{68}{100}$			

資料出所：P. M. G. Levy, *Opinion publique et l'Europe*, European Yearbook, Strasbourg, Council of Europe (1962), p. 185.

- 2) F. Hartog, *Trade Arrangement among Industrial Countries : Effects on the Common Market*, in : Balassa et. al., *Studies in Trade Liberalization*, 1967, p. 90 を参照。

4 EECの超国家的性格の後退

1966年1月17～18日の閣僚理事会は、EEC委員会の代表が出席しなかったことと、ブリュッセルではなくルクセンブルグで開催されたことから推論できるように、変則的なものであった。フランスが閣僚理事会その他EECの重要会議をボイコットして以来6ヵ月、はじめてフランスの参加を得て開催されたとはいえ、EECの運営がふたたびすべて軌道に乗ったとはとてもいえないものであった。それどころかフランスのクワドミユルヴィル外相は、つぎの5項目をおもな内容とする提案を行ない、EEC内でのフランスの発言力と影響力を増大する意向を示したのである。すなわちその内容は、(1)域外各国がEECに派遣した大公使の信任状はEEC委員会によって授受されるべきではない。(2)情報活動の管理権は閣僚理事会がもつべきである。(3)EEC委員会は第三国との貿易協定を単独に締結してはならない、(4)EEC委員会は他の国際機関とのあいだに直接関係をもってはならず、事前に加盟国政府と協議すべきである、(5)EEC委員会がEEC独自の政策を決定するには加盟国政府との協議が必要である、というものである。明らかにこの提案は、EEC

C委員会の権限縮小と機能の改変を意図したもので、EEC農業問題と直接には関連していない。しかし、前述したところからも明らかかなように、共通農業政策の策定がEECの性格を決定するほど重要な問題であることを思いおこせば、両者はまた密接に関連しているのである。EECの性格づけに関してフランスは、これらの主張に加えて閣僚理事会の議決を全会一致制にとどめておくべきことを提案した。これは重大な意味をもっている。というのは、1966年1月から閣僚理事会の議決は、全会一致制ではなく特定多数決制に切り替えることになっていたからである。

フランスは、これまでのボイコットがもつ圧力を利用して提案を促進するため、具体的な日程表をも示した。それによると、(1)閣僚理事会の多数決制とEEC委員会の権限縮小問題を最優先的に解決すべきである、(2)EEC, ECSC, EURATOM3機構の執行機関の統合に関する条約を批准していない4加盟国は3月末までにこれを批准すべきである、これが実現すれば、同条約は4月1日から発効する、(3)3機構統合後の執行機関の創設については2月1日から討議をはじめ、3月1日までにこれを終了すべきである、同機関の議長と副議長は交代制とすべきである、(4)EECとEURATOMの予算に関する諸問題を解決するための手続きを2月7日までに採択すべきである、(5)その後EEC委員会と農業基金問題に関する討議をはじめ、3月1日までに解決し、EEC域外関税問題を4月末までに解決すべきである、という内容のものである。フランスは農業問題の解決をめぐるEECをボイコットし、加盟国の理事会再開とEECの機能を回復したいという希望をたくみに利用して、EEC委員会の権限縮小を図り、その布石を待って農業問題の一挙解決をねらったわけである。

これにたいしスパーク＝ベルギー外相は、1国の国家利益に重大な影響を及ぼす問題に

については、理事会で討議後多数決制による決定と、従来全会一致制を採用してきた案件、たとえば穀物問題については1970年までそのまま全会一致制とすること、さらに全会一致制でも決定できなかった農業基金問題については今後も全会一致制で決定する、といった妥協案を提示した。しかしフランスの反対は強硬で、結局1月27～28日の閣僚理事会は、各国がこれまでの空白期間後にのぞむ態度を明らかにしたにとどまることになった。

しかしこのことは1月27～28日の閣僚理事会が無意味であったことを少しも意味しない。それどころかE E Cの性格、もっと具体的にいえば、E E Cの政治統合の性格を示すうえできわめて重要な内容を含んでいるものといってよい。しかもボイコットをつづけたフランスが今後の日程に関し具体的内容を提示したことは、フランスの強い利害を反映しているとはいえ、フランスも他の5加盟国とならんでE E Cの推進を望んでいることが明らかにされた点でも重要である。フランスは一見他のE E C 5カ国と対立しているように見えるが、E E Cの対外的強化という見地からすれば、基本的に一致していることを見のがしてはならないであろう。フランスは、みずからが考える長期的ヴィジョンと他の5カ国のそれとが部分的に異なっていることを知っているが、E E Cの対外的強化については、他のいずれの加盟国にも劣らぬ熱心さを維持していることをつねに留意する必要がある。1966年の閣僚理事会の推移は、イギリス加盟問題とケネディ・ラウンド交渉に示されるように、究極的にはE E Cに絶対的な安定性がビルト・インされていることを示している。

E E C閣僚理事会は、さきのフランスの日程表の提案に従って1966年1月28～29日、ふたたびルクセンブルグで開催された。しかしE E C閣僚理事会の機能が回復したことは、そのままこれまで見られたE E C加盟国間の対立が解消したことを意味しない。この点を

吟味するために1月17～18日の閣僚理事会における未決議議題が28～29日にどう展開したかを考察してみることにしよう。

まず閣僚理事会の議決方法についての妥協案についてみると、(1)理事会が多数決で決定できる委員会提案が加盟国のうち1カ国または数カ国の重大な利害に関する場合は、全加盟国が受け入れられるような結論に達するよう適当な期間をかけて努力する、(2)フランス代表は非常に重大な利害がからんでいる場合、討議を全会一致の決定に達するまでつづけるべきだと考える、(3)6カ国代表は完全な合意が得られないときにどうするかについて意見のくいちがいがあることに留意する、(4)しかし6カ国代表は、意見の相違によってE E Cの活動が正常な手続きによって再開されることを妨げられないと考える、という4点をおもな内容とするものであった。各国代表がそれぞれの閣僚理事会の正常化に努力したことは明瞭であるが、実質的には多数決制への完全な移行にも至らぬ一つの過程が示されたものといわざるをえない。

またE E C委員会の権限縮小に関しては、(1)委員会が重大問題を採用する場合、事前に加盟国政府と連絡をとることが望ましい、(2)委員会提案は加盟国政府や閣僚理事会の検討開始前に公表されるべきではない、(3)域外各国が派遣した使節の信任状は閣僚理事会とE E C委員会に提出させる、(4)委員会は第三国がE E Cにたいして行なう交渉の申し入れをできるだけ早い期間に閣僚理事会に報告しなければならない、という4点を内容とした妥協案が成立するに至った。

閣僚理事会の議決方法とE E C委員会の権限縮小問題は、いずれも1月17～18日におけるフランスのクワヴドミュルヴィル外相の提示した覚書きに沿って検討されていることが明らかである。今回の妥協案にとって象徴的なのは、フランス案にはなかった前文を付し、この覚書きはローマ条約に規定されているE

EEC委員会のイニシアチブの権利を制限するものでない、わざわざ言及している点である。妥協案は一見フランス案より後退したように思われるが、内容的にはフランスの主張がかなり織り込まれており、フランスのねらいは名をすてて実をとったという意味で成功したとってよいものである。

とにかく1月28～29日の閣僚理事会で妥協が成立したことは、EECの発展にとって望ましいことであろう。こうした妥協の背後には、各国それぞれの利害と思惑が働いていることは確実である。たとえば、フランスの場合、1965年12月の大統領選挙の第1回投票で、ド・ゴールが過半数を獲得できなかったことがフランスの鋒先を鈍らせ、妥協を認めるきっかけとなったという見方が強い。またフランスにしてみれば、今回の妥協によって2月28日ブリュッセルで開催する閣僚理事会での第1議題を、農業基金問題とすることを各国に認めさせることができたわけである。EECの危機が農業基金問題に端を発したことを想起すると、フランスの域内外交は確実に成功したといえるのである。他方、西ドイツにしても、第2議題にケネディ・ラウンドを採択させたのであって、これまた部分的には不服の点を残しながら将来への見通しをつけたことになったわけである。

しかし何よりも今回の妥協を成立させた基礎は、「EECの歴史」にあるとってよいであろう。EECは10年余の歳月を経たが、EECがこれまで果たした世界の政治・経済での役割と比重は、きわめて大きい。短い歴史とはいえ、この利益は無言のうちに各国代表、各国国民一人一人に十分理解されている。EECをこれ以上機能的に不胎化しておくことの不利を、6ヶ月の空白ははっきりと示したのである。1月28～29日の閣僚理事会がこれまでの論争点をさらに浮彫りにするというより、前回のスパーク妥協案を出発点としたことはその証左である。たとえフランスが

閣僚理事会の議決方法に関し、スパーク案を認めなかったとはいえ、すでに妥協案から出発したことが、オランダのルンス外相の調停を奏功させ、不明瞭ながらも前述したような閣僚理事会の共同宣言を発表する段階にまで到達できたのである。

以上のように、EEC閣僚理事会の正常化に伴い、EECが域外諸国との経済問題で今後採択する問題と方向が明らかになった。これはEECの「危機」が残した一つの「成果」である。その方向とは、第1に、農業基金問題とEEC共通農業政策であり、これと関連するケネディ・ラウンドでの農業問題の交渉である。第2は、工業製品をめぐるケネディ・ラウンドでの交渉の積極化である。そのうち第1は、EECが農業部門で第三国と関税交渉に入るまえにEEC域内で農産物について意見の調整が必要となること、第2は、EECが1966年1月1日に予定していた対外共通関税20%引き下げによる接近措置の実施が促進される可能性が生まれたことを意味している。周知のように、EECは1969年末を期して対外共通関税を実施する予定であるが、すでに域内では第2段階60%までの接近措置がとられてきている。1月1日に予定されていた20%の接近措置により残りは20%となるわけであるが、これにより低関税国の西ドイツ、オランダは関税引き上げ、フランス、イタリアは若干引き下げることになった。関税引き下げを行なうフランスやイタリアは、これにより第三国からの輸入増加をもたらすことになるが、反面域内への輸出、とくにアメリカと競合する農産物について優位を占めることができるという可能性を含むことになった。

5 EECとEFTA

1965年EECは第2段階を終了した。その間EEC域内の各国産業構造は、競争を通じて大幅に変化したし、EEC域外との相対的

位置についても創設当時とはかなり異なった様相を示している。

1960年代は、(1)フルシチョフ訪米に象徴される米ソ和解と東西冷戦の変質、(2)EECにみられる西欧経済統合、(3)アジア・アフリカなど第三世界の誕生をめぐる苦悩と希望、という三点を中心に国際関係が展開されたといっってよい。そのうち(1)についてはアメリカと西欧との国際関係としてすでに検討したし、(2)の経済統合についてもEEC内の諸問題はこれを別に検討したので、本節では専らEECとEFTAの関係を考察することにしよう。

EECは動態的な構築物なのであって、EECの動向を検討する場合、EECのもつ伸縮性を軽視してはならない。イギリスの加盟問題はこれまで紆余曲折を経ているが、やはりその一例というべきであろう。EECは加盟各国の生産能力からすれば、EECだけでは市場が狭すぎる。各国にとってEECは安定市場であるが十分ではない。よくEECは人口、生産能力、生活水準などからアメリカと比較される。そうした巨大な需要を内包しているEECが域内だけでは市場が狭すぎるということは、いったい何を意味しているのであろうか。経済的にみれば客易に理解できるように、イギリスの加盟問題がイギリスにとってもEECにとっても望ましいことを意味しているのである。

1961年7月、イギリスは保守党政権のもとでEEC加盟交渉に踏み切った。再三のポンド危機に象徴されるように、経済的にみてイギリスの経済力の低下は著しい。キー・カレンシー国であることの特権よりも重荷が、ポンド攻撃に出会って発熱症状をひきおこし、その都度解熱剤を注射するため、かえって身体が衰弱してしまったのである。保守党政権がEEC加盟を選択したのも、低成長を続けるイギリス経済の回生策としてであった。しかしコモンウェルスおよび農業に利害をもつ団体の反対は、フランスをはじめとするEE

C側の加盟条件と一致せず、1963年1月交渉は完全な失敗に終わった。純粋に経済的条件だけを見れば、加盟の可能性は絶無ともいえないのであるが、交渉が流産した最大の原因はやはり政治的要因がからまっていたためである。つまり、イギリスがアメリカを背景にEECに加盟することは、EECの方向がアメリカの意向によって左右される危険があるとフランスが判断したのである。

当時労働党は保守党のEEC加盟交渉を敗北主義と論難したが、政権獲得(1964年10月)後半年もたたぬ1965年2月、労働党政府はEECとEFTAとの懸橋としてのイギリスの立場を強調し、EEC加盟に強い関心を示すことになった。とくに1965年9月の労働党大会では、従来主張されていたEECへの加盟条件である

- (1) イギリス農業の安定
- (2) EFTA諸国との調整
- (3) コモンウェルスの貿易と利益の確保
- (4) イギリスの独自の外交政策
- (5) イギリスの独自の経済計画

のうち、あとの三つの条件をこれまでほど重視しないことが討議され、EECへの加盟交渉が容易になるための足がかりをつくったのである。

保守党政府の失敗にもめげず、このように労働党政府がEEC加盟に熱意を示しはじめたことは、1965年がヨーロッパの国際関係における一つの転機であっただけでなく、イギリス自身の歩む道についてイギリスがEECとコモンウェルスのバランスのうち、EECを重視したという意味で、イギリス外交政策の転換を示すものである。これまでイギリス内閣が加盟態度と条件を明確にしえなかったのは、ポンド対策に全力を注がねばならなかったことと、前述したようにEECが農業問題をめぐって対立していたことのほかに、労働党内部で加盟について積極派と消極派に意見がわかれていたためである。

ともあれ、労働党内閣を通じてふたたび EEC 加盟論が一般的になった。イギリス経済の体質改善については、批判しつづけてきた保守党のストップ・アンド・ゴー政策をとるわけにはいかず、さりとて設備の近代化と競争力の強化に妙策があるわけでもない。とくにポンド問題を考慮すると、輸出市場を拡大する必要があり、それには発展を続ける EEC が最大の魅力となる。EFTA も 1966 年末までに域内関税の全廃を目標に体制の整備を行ってきたが、EEC のダイナミックな発展とは比較すべくもない。しかもイギリスのみならず、EFTA 諸国がそれぞれ EEC に接近したがつている情勢では、イギリスが EFTA の盟主として EEC 加盟のイニシアチブをとる必要がある。つまりイギリスは自国内の利害の調整だけでなく、EFTA 諸国間の調整もしなければならぬ立場にあるわけである。自国内の調整で最大の難関は農業問題である。1961 年の加盟交渉時でも、イギリス農民組合は農業保護と価格保証体系がくずれることを理由に加盟に反対した。イギリスと EEC の農業構造の相違は、イギリス農業がコモンウェルスとの関連で成立しているところに起因している。つまり、加盟をめぐるイギリス農業の問題は、コモンウェルスをいかなる立場におくかという問題に他ならない。

しかし、後に詳しく検討するように、1958 年 EEC 成立以来、イギリスと EEC の工業品貿易の伸びは著しく、イギリスの貿易構造がコモンウェルスから EEC および EFTA へ比重を移していることが明瞭である。イギリスが経済的にみてコモンウェルスよりも EEC を重視せねばならぬ背景がこれである。

6 イギリスの加盟交渉と EEC¹⁾

1966 年は、イギリスの EEC 加盟をめぐる論議がふたたびさかんになった 1 年である。EEC 加盟論が擡頭した第 1 の背景は、イギリスの英連邦政策の失敗と紐帯の弱化にある

といてよい。南アフリカの連邦離脱やキプロス問題の直接的責任をすべてウィルソン内閣に帰すわけにはゆかないとしても、インド・パキスタン紛争でイギリスがなんら重要な役割を果たしえなかったことや、南ローデシアのスミス政権が公然とイギリスに反抗したことなどは、イギリスの長年にわたるコモンウェルスの統合に「ひび」が入りはじめたことを示している。またオーストラリアがドル通貨制度の採用に踏み切ったことは、同じくコモンウェルスの弱化を象徴するだけでなく、ポンド・スターリングの国際通貨としての地位の低下を如実に示したのものとして、注目すべきものであろう。前者は、英連邦の 1 地域である南ローデシアが、民族解放の世界的趨勢に逆行する政策をとっているために、すでに独立をかちとった英連邦アフリカ新興諸国が中心となって、これに強い圧力を加えている事情から明らかなように、英連邦内部の問題、換言すれば、イギリスの弱体化が英連邦の紐帯を脆弱なものとしている現象である。それにたいし、後者は英連邦を結ぶ特惠関税の有効性が減退し、ポンド・スターリングの地位が相対的に低下したことから推論されるように、イギリスと英連邦の世界経済における地位の低下を示す現象である。

従来、イギリスが英連邦を通ずる貿易によって世界経済の指導的地位にありえたのは、英連邦特惠関税に負うところが大きい。しかし第 2 次大戦後、ガットを通ずるグローバリズムと貿易自由化の拡大は、英連邦に与えられた特惠マージンを相対的に低下させることになった。そのためイギリスの輸入総額のうち、英連邦諸国からの特惠品目が占める割合もしだいに減少することになったのである。第 1 表はイギリスの地域別貿易構成の変化を示しているが、イギリスが 1958 年以降その貿易相手先の比重を英連邦からヨーロッパ諸国に移行させている事情が明らかである。すなわち、1958 年の英連邦向け輸出は、EEC と

第1表

年次	輸 出		輸 入	
	1958	1964	1958	1964
英連邦	37.8	28.8	35.0	31.0
E E C	13.8	20.6	14.2	16.7
E F T A	10.0	12.9	9.9	11.2
アメリカ	8.7	8.6	9.4	11.6
その他	29.7	29.1	31.5	29.5
計	100	100	100	100

E F T Aの合計より大きかったが、1964年にはその地位が逆転しているし、輸入についても、両者の差は急速に縮小しつつあることがわかる。つまり貿易構造面からみて、イギリスは英連邦よりもE E CとE F T Aのほうが重要な市場となりつつあるわけで、この趨勢は現在においても変わっていない。

英連邦諸国間の貿易決済がスターリング地域を背景とし、原則としてロンドンで行なわれていることは、イギリスが今なお英連邦内で指導的地位を占めていることを示している。しかし、さきに触れたオーストラリアのドル通貨制への移行は、見方を変えれば、英連邦諸国が輸入する諸商品の供給国としてイギリスの地位が相対的に低下してきていることの表現にはかならない。イギリスのE E C加盟問題と関連させると、つぎのような解決が成り立つであろう。すなわち、E E CやE F T A諸国がイギリスにとって重要な市場となるにつれて、英連邦の輸入構成中に占めるイギリスの比重はかなり大幅に減少することになった。この間の事情は、オーストラリアに関してもそのまま妥当する。ただ一つだけ注意しておくべきことは、イギリスがオーストラリア（およびニュージーランド）から輸入する商品の大部分は食糧である。もしイギリスがE E Cに加盟すれば、食糧輸入はオーストラリアからニュージーランドへ切りかわる可能性があることを想起すると、オーストラリアにとってイギリスへの食糧輸出は重大な影響

を受けることになるであろう。したがってオーストラリアのドル通貨制への移行は、英連邦の将来の変化を暗示する動きといえるのである。

イギリスのE E C加盟論が擡頭した第2の背景は、ウィルソン首相が主張した、E E CとE F T Aとの橋渡し構想がいっこうに進展しないことである。ウィルソン構想は、労働党が政権を確保して以来の主張であり、とくに保守党による加盟失敗のあとで公表されたこともあって、多くの期待とイギリス経済のヨーロッパでの復活の可能性が高く評価されたのであった。すでにE F T A 7カ国は、1965年5月ウィーンで閣僚理事会を開き、さらに同年10月コペンハーゲンでも同様に理事会をもって橋渡し構想を再確認したのであったが、E E C側がこれに積極的な反応を示さず、実質的にこの構想は掛け声だけに終わってしまったのである。かくしてウィルソンは、こうしたグランド・デザインが不毛に終わった以上、単独で加盟へのきっかけをつくる以外、イギリスの活路を求める道がないと考えはじめたことになる。

第3の原因として、1966年3月15～16日ロンドンで開催された西欧同盟会議があげられる。この会議でド・ブロイ＝フランス外交担当國務相が、「フランス政府もイギリスのE E C加盟が望ましいと考えており、イギリスはローマ条約に基づいて加盟交渉を再開すべきだ」と発言したことは、一時的とはいえイギリスのE E C加盟に明るい希望を投げかけたのである。もちろん、これですべてが解決したわけではなかった。しかしイギリス側にとってこの発言がとくに積極的に受け入れられたのは確実である。それというのも1965年11月以来、ド・ゴール大統領がイギリスにたいしてこれまでのような強硬な意見と皮肉を示さなくなったところか、微笑外交を展開していたためである。加えて西欧同盟会議でド・ブロイ國務相が、「フランスの政策が変わ

ったのは65年11月のドゴール・ヒース会談で、イギリス国民の考え方が変わったことがわかったためである。ブリュッセルで前回加盟交渉をしたときには、イギリスの世論はEEC加盟に反対していたが、現在では異なっている」と述べたのであるから、イギリス側が加盟の実現可能性についてこれまで以上に考えたのも、けだし当然であろう。一時的にせよフランスの態度をこのように変化させた原因としては、第1に、フランスのEECボイコット政策がイギリスに波及したことがあげられる。すでに述べたように、フランスがEECをボイコットしたのは、ハルシュタインを長とするEEC委員会の超国家的色彩の濃い政策に反対するためであるが、フランスにしてみれば、英連邦をかかえて同様に政治統合に難色を示すイギリスを引き入れることは、フランスの主張をより効果的にするのに役立つことになるわけである。第2に、フランスのNATO脱退に強く反対したイギリスの態度を緩和する必要があったことである。フランスがNATO脱退を宣言したのち、イギリスはただちに強硬な反対を声明しただけでなく、NATOの団結を強化するための14ヶ国宣言に主導的に役割を果たした。したがって、こうした反対をいつまでもつづけさせておくことは、フランスにとってEEC域内での発言力が弱まる効果をもつことになり、ひいてはフランスのヨーロッパでの行動が規制されてしまうことを恐れたのである。第3に、フランスのEECボイコットは、フランスが主張する方向でEECの農業政策が策定される可能性を示しはじめていたので、イギリスがEECに加盟しても英連邦からの農産物輸入によってフランスが不利化する恐れがそれほど小さくなってきたことが考えられる。以上のように考えてくると、西欧同盟会議でのフランスの態度は、対EEC加盟諸国にたいしてはボイコット戦術を、イギリスにたいしては引込み策を用いた点で異なっていると

はいえ、いずれも自己の立場を有利化するための外交戦略としては共通していたというべきであろう。

1966年後半になると、イギリスのEEC加盟問題はさらに前進した。西欧同盟会議でフランスから色よい応答を受け取っただけでなく、労働党政権としても独自にEEC加盟問題を取り上げる必要が生じたからである。とくに1966年10月の定例閣僚懇談会で、ウィルソン首相の経済を再建してからEECに加盟すべきであるとする立場と、ブラウン外相のEEC加盟によって経済を再建すべきであるとの立場が明らかにされるに至って、EEC加盟について労働党はなんらかの結論を出す必要に迫られた。両者の意見は方法論上対立しているが、EEC加盟を推進する気構えにおいてまったく同様であり、結局投資を刺激し経済を再建するため数ヶ月以内に加盟の宣言を行なうことについて、意見の一致をみたのである。1966年11月10日、ウィルソン首相は下院でEEC加盟の意図について宣明を行ない、イギリスのEEC加盟問題は内外でふたたび議論されることになった。

ウィルソン首相の宣明が一般の予想より早く行なわれたことについては、労働党内でのEEC加盟反対論者がしだいに減少してきたことのほかに、加盟の希望を明らかにすることによって国内経済に刺激を与える意図があったことが考えられる。ストップ・アンド・ゴー政策や緊縮政策は、これまでイギリス主要産業の投資意欲を阻害し、それがイギリスの国際競争力を減退させてきた。前述したように、ウィルソンとブラウンの意見の微妙な相違は、こうしたイギリス経済の現状打破をめぐる方策をめぐっていたのである。したがって、EEC加盟希望を表明したことは、今後のイギリスの経済外交政策の基本方針を再確認しただけでなく、加盟に至る道程でイギリス経済が事前になすべき問題点を明らかにしたものと見てよい。1966年7月ロンドン

で行なわれたウィルソン・ポンピドー会談で、ウィルソンがEECへの加盟を希望したとき、ポンピドー首相が加盟の前提としてポンドの切り下げを要求したといわれていることを勘案すると、ウィルソン首相の公式表明は多分に国内での積極的反應を求めたものと解釈できる。

- 1) この節と後節(第7節)は、国際年報(日本国際問題研究所)に掲載予定の原稿を多少修正したものである。

7 イギリスのEEC加盟実現の前提

以上のように考えてくると、イギリスのEEC加盟実現には内外各方面で解決されなければならない難問題があまりにも多いことがわかる。まず第1は、国内経済の立ち直りである。保守党のストップ・アンド・ゴー政策を批判しながら、労働党政策はこれまで公共支出の抑制など、いわゆる引締め政策を中心に展開されたにすぎない。これといった新味のある政策を打ち出さないうまま、たえず国際収支とポンドの危機にさらされつづけてきて

いる。この難問題からの脱出が、なんといっても緊急である。第2は、EFTA諸国との関係である。ウィルソンはEEC加盟の希望を表明したとき、EEC加盟問題の討議のためEFTA諸国にEFTA首脳会議の開催を提唱し、その後ブラウン外相とともにEEC諸国の意向を打診することを明らかにした。しかしEFTA諸国のEEC加盟問題にたいする反応にはかなり差があり、EFTAがこの問題について統一的な見解と行動をとりうることは予想できないほどである。もっともそのことは、EFTA諸国がイギリスのEEC加盟を阻止する行動に出ることを意味しない。むしろEFTA諸国のうちEECへの加盟を希望している国々は、イギリスが水先案内人として問題にどのように対処するかを見まもっているといったほうが正確であろう。その意味で、今回のイギリスのEEC加盟をめぐる動きは、ヨーロッパにおける統合の地図をぬりかえるかどうかといった差しせまった問題ではなく、まだ局部的な環境変化を示しているにすぎないのである。